



研究会の模様（編集部）

目 次

本誌編集代表 梶井功先生の逝去を悼む谷口信和（４）
研究会 平成30年度食料・農業・農村白書をめぐって（10）

司会 服部信司
報告 秋山 満
コメント 依田 學 伊佐 寛 ほか

水産研究成果報告

淡水魚類に取り込まれた放射性物質
～中禅寺湖での取り組み、今後に向けて～

.....山本祥一郎（59）

〔時評〕 参議院選挙結果に思うUMA（２）

☆表紙写真 ひまわり畑（神奈川県座間市 編集部）
「農村と都市をむすぶ」2019年 8 月号（第69巻第 8 号）通巻第813号

参議院選挙結果に思う



参議院選挙が終わった。投票率は戦後二番目に低い四九%に止まり、選挙期間中のTV等のマスコミの扱いも低調で、盛り上がりには欠ける選挙であった。結果は、与党

の自民・公明両党で七一議席を獲得、改選議席過半数の六二議席を上回り、与党の勝利と報道されている。しかし、自民単独では九議席の減となり、安倍政権の強権体質への反発もあり、自民は単独過半数を割り込んだ。加えて、もう一つの焦点であった改憲発議に必要な参議院の三分の二議席獲得は、改正に前向きで議席を伸ばした日本維新の会を合わせても届かず、改憲議論への一定の歯止めとなった。与党にも笑顔は少ない勝利感の薄い選挙結果となった。

他方、野党四党は、ややもたついたが一人区を中心に三二選挙区で統一候補を立てた。結果は自民の二二勝一〇敗、野党共闘は一定の成果を上げた。立憲民主が八議席伸ばし野党第一党の地位を固める一方、国民民主は議席を減らし明暗を分けた。野党共闘の準備不足・共闘の本気度が問われた結果と言える。消費税増税や年金問題が争点に浮上しながらも、選挙の対立軸としてうまく対応しきれなかった形だ。

こうした中で、一人区で野党が勝利したのは、岩手、宮城、秋田、山形、新潟、長野、滋賀、愛媛、大分、沖

繩の一〇県で、東北をはじめとする農村地帯を抱える選挙区であった。TPP合意をはじめとする新自由主義的農政への反発が、選挙結果に示されたとしてよい。しかし、野党は戸別所得補償の復活なども唱えたが、農政のあり方自体は大きな争点にはなりきれなかった。農政の対立軸の争点化が求められる。

もう一つ注目されたのは、選挙期間中マスコミに無視され続けたにもかかわらず、市民運動的な広がりを持ったれいわ新撰組である。格差社会における弱者に寄り添い、消費税廃止を訴える山本代表の演説に多くの人が集まり、ネットがその動きを拡散した。選挙区合区で作りに出された名簿上位枠としての特別枠を逆手に取った、身障者を議員に送る捨て身の戦術も、多くの支持を集めた。今回選挙の台風の目となり、今後の動向が注目される。

選挙後は経済、貿易、外交を巡り、課題は山積の状態である。リーマンショックに起因した世界的量的金融緩和は、アメリカを中心に出口戦略を目指して引き締めに移りつつあったが、世界的成長鈍化に伴い、再度金融緩和へと反転しつつある。量的金融緩和によるデフレ対策と、株をはじめとする「バブル」処理対策の道は険しい。

三〇〇兆円も資産を膨らまし、異次元の量的緩和を進めた日銀には、すでに政策選択の余地は少なく、アベノミクスは根底からその限界にぶつかっているところがある。

また、経済覇権競争の観を呈する米中貿易摩擦の長期

化は、日本の対中貿易縮小としてはね返ると共に、引き延ばしていた日米貿易交渉が、今後本格化することになる。加えて、選挙対策的要素の強い対韓貿易制限や、イギリスのEU離脱も日程に上っており、世界経済の不安定要因が、今後一斉に吹き出してくることが危惧される。日本においては、原子力輸出政策の失敗による電機業界の落ち込みに加えて、自動車業界の地盤沈下も進んでいる。それに代わる成長戦略の目途が立たないまま、貿易赤字を抱え、世界経済の混乱に巻き込まれることになる。

こうした中で、中東のイランをめぐる安全保障問題は、アメリカ主導の有志連合結成への動きを強めており、同盟国として軍事・財政的支援が要請されている。こうした中で、安倍政権は議員切り崩しを図りつつ、憲法改正への強い意欲を示しており、海外派兵を含めた「強い国家」作りを強権的に進める構えだ。

今後は経済・外交・軍事に及ぶ激動の時期に移りつつあり、デフレ下の停滞的な奇妙な安定・閉塞状態から、格差拡大と国内外の対立を激化させる分断の時代へと向かいつつあるように思われる。

農業をめぐるも、課題は山積している。第一に、基本計画の見直しの行方である。例年基本計画の見直しには、一年程度審議が行われるが、今回はこれまで現場からのヒアリングにとどめ、選挙後の半年程度の短期的な検討となる。自給率、目標をめぐるっては、TPP等の発効、

日米貿易交渉も睨んだ基本計画作りとなり、その影響如何の検討が不可避となる。また、世代交代に伴う農家数と耕地の減少に歯止めがかからず、担い手への集積目標はもちろん、農地を受けきれない事態が進展しており、現場の弱体化の評価が問題となろう。この間の規制緩和・自由化路線と中央集権的農政手法の限界が、厳しく問われなければならない。

第二に、日米FTA交渉の行方である。合意密約説も流れたトランプ大統領のツイッター書き込みに示されるように、農家の不信は頂点に達している。アメリカのTPP復帰を促し、二国間交渉には応じないとする当初の公約はすでに破られ、TPP合意の範囲内とする交渉枠組みにすでに移っている。その帰趨によっては、農村の離反を決定的にするであろう。

第三に、農協改革の行方である。農協法改正をてこに、二年後には准組合員事業利用規制が検討される可能性が高い。地域を支える協同組合の意義の再評価が求められる。一方で国連のSDGsへの一定の対応を呼び掛けつつ、他方で、家族経営の一〇年、協同組合の再評価の潮流を無視する恣意的路線選択を許してはならない。

以上、参議院選挙後の国内外の情勢は国内対立を激化させるとともに、農業を取り巻く環境も一層厳しさを増している。次に予定される衆議院選挙においては、いやが上にも対立軸が鮮明にならざるをえないであろう。

(UMA)

本誌編集代表 梶井功先生の逝去を悼む

「農村と都市をむすぶ」誌の編集代表で農林行政を考える会の代表であった梶井功・東京農工大学名誉教授が去る七月二日に逝去されました。そのご逝去を悼んで本誌編集長の谷口信和・東京大学名誉教授が七月六日の告別式でお読みなられた弔辞を掲載させて頂き、本誌編集委員会の弔意を表わすことに致します。

弔辞 農政学の泰斗Ⅱ昭和生まれの巨星墜つ

七月二日未明、梶井功先生がご逝去された。訃報に接して思わず大粒の涙がこぼれた。この日の来ることを覚悟していたとはいえ、先生が最も大切にしていた「農村と都市をむすぶ」誌の編集委員会の日だったことは単なる偶然とは思えない。



故梶井功氏
(2018年 7月19日
800号記念式典)

ちょうど一年前の八月上旬に「むすぶ」誌で秋田県大潟村の現地調査を企画した。このところ、先生は現

地実態調査に行かれる機会が激減していたので、発言に往年のシャープさがなくなっていた。そこで、米の生産調整大転換の実態を、かつて歴史的な紛争を経験した大潟村で調査すればきっと梶井先生は喜んで参加されるだろう。秋田県立大学には先生の薫陶を受けた二人の教授もいることから、久しぶりにおいしい酒を酌み交わすことができるに違いないと踏んでのことだった。この狙いは見事に当たった。しかし、何という運命のいたずらか、出発前日に先生は「熱中症」と思しき症状に倒れ、参加を断念された。その後は懸命のリハビリの甲斐もあって、健康を回復されたが、以前の状態には戻らなかった。「かじいこう」ではなく、「かじい いそし」と読むのですよ。先生の身近に居た後進の研究者が自慢することの一つに正しいお名前の読み方を知っていることがあった。それだけで、何だか自分が偉くなったような気が

したものである。

梶井先生が尊敬してやまなかった近藤康男先生が農政学の泰斗であり、明治生まれの巨星だったとすれば、梶井先生は昭和生まれの巨星と呼ぶに相応しいだろう。文化勲章を受章された東畑精一先生が近藤先生を「一途の人」と呼んで称賛したが、いくつかの留保条件を付けて梶井先生もまた「一途の人」という称賛の言葉が、その人となりに相応しい。

留保条件とは梶井先生が愛してやまなかった囲碁とお酒とタバコである。近藤先生はこれらとは無縁の方だったと伺っている。私が梶井先生に頼まれた最初の仕事は東大の大学院の非常勤講師にお見えになった時の休憩時間に一〇〇円でショートホープを二箱買ってくることであった。梶井先生がショートホープを好んでいることを知っていること、それも自慢の一つになったことを懐かしく覚えている。だが、五〇代の後半ごろか過労で倒れたことを契機としてタバコはぷつり止められたと記憶している。意志の強さに驚かされた覚えがある。

先述の大学院の講義は、東大出版会で一九七三年に公開された『小企業農の存立条件』のグラ刷りを用いられた。その第二章は「昭和四二年米生産費調査結果は、九州ブロックにおいて注目すべき結果、すなわち下層の一〇アールあたり米作所得よりも、上層の一〇アールあた

り米作余剰の方が高いという結果をしめした」という有名な書き出しで始まる。常識的な学術論文のスタイルを大胆に打ち破った書き出しにびっくりした読者は、発見した統計的事実の斬新さに二度目の衝撃を受ける。そして、これが「借地制資本家的農業経営成立は、論理的には可能になった」、「上・下層間の生産力格差が、昭和四二年の段階で質的な変化の段階に入った」という結論に到達したときの三度目の衝撃の大きさは表現しようがない。

修士二年の当時の私には、講義中にこれは何かすごさうだとの直感をもつことはできたが、日本の農業経済学に金字塔を打ち立てたものだということは出版された著書を繰り返し読む中で初めて理解できるものだった。これらを含めた先生のお仕事は『梶井功著作集』全七巻に加え、『国際化農政期の農業問題』、『WTO時代の食料・農業問題』などの多数の著書・編著に結実しており、多方面からの評価によっても、これらの業績が日本の農業経済学における「歴史的遺産」の地位を獲得していることは私が指摘するまでもない。その分野が多岐にわたり、最後は政策提言に結実し、しばしば現実の農業団体の運動に影響を与えたことも周知のことであろう。しかし、ここではどうしてもほとんどの研究者が注目していない一九八六年刊『現代農政論』の一節だけほど

うしても取り上げておきたい。それは米需給と水田利用再編問題について論じた箇所である。とくに、米の一人あたり消費量の長期的推移を図示する中で、それが一九二一〜二五年をピークにして減少局面に入り、第二次大戦後のピークといわれる一九五六〜六〇年期のピークもこの減少傾向線上に位置しているという統計的・歴史的事実をおそらく初めてきちんと摘出したからに他ならない。誰もが一九六二年という戦後の米消費のピークから議論を始めることの問題性を鋭く意識されてのことだが、そこに水田利用再編対策が持たざるをえない歴史的な課題の意義を見出そうという意図が潜んでいることは容易に理解できよう。この論文を読んではいない段階でのとある懇談の席で、この内容を先生から拝聴したとき「目から鱗が落ちる」という言葉はこんな時のためにあるということをお願いしたことを今でも鮮明に覚えている。

この図を現代にまで引き延ばし、国際比較をすることは私のその後の研究方法の一極を構成する重要な要素となったことを改めて先生に感謝しておきたい。今回、計報に接する中で改めて読み直して気がついたことが一つあった。それは以上の事実を言い換えた箇所だ。「昭和元年が一九二六年だが、一人あたり米消費量の減少は昭和とともに始まったといっているのだから」というまで

もなく、昭和元年とは先生が生まれた年でもある。いや正確に言えば、一九二六年一月二五日までは大正一五年だから、九月二一日生まれの先生は大正世代ということになる。だが、米消費量の減少を昭和とともに始まったと記述するところが梶井流の文学的センスだとみておきたい。この歴史的事実に着目するのは、梶井先生が、自分が生まれ育った時代の歴史的文脈の中に自らと自らの学問を位置づけようとする姿勢の象徴であろう。

後に梶井シュレーと総称される農業経済研究者はいわゆる昭和一代である。そこに共通する隠された問題意識は、自らの周りの多くの人々が職業選択としてではなく、生業として農業を継承せざるをえない時代的な制約の下で、その限界性をいかに突破していくかということとを、研究者としてのポジションを得た者の社会的責任ノブリス・オブリージュから、いわば理論そのものの中から解明するのではなく、現実との理論的な格闘の中から明らかにしようというものではなかったのかと思われる。そこに、梶井先生の先駆者としての立ち位置が鮮やかに示されているといつてよいだろう。

私が東大の農政学研究室の教授になったあとに、研究室の研究スタンスを紹介した一文は研究室の歴代の教授の業績を辿りながら、現地調査・統計分析・構造分析・歴史的視点・法則的認識と個性的認識というキイワード

を提示した。そこに梶井先生のお名前は無いが、キイワードのすべての分野に学問的な視野を持たれていた稀有の農政学研究室の先達だといえよう。

最後にエピソードを一つだけ紹介したい。学問的には梶井先生に及びもせぬが、一つだけ私が勝った領域がある。それは「女心」の読み方である。梶井先生の後任教授だった中安定子先生が定年退官されるときのことだ。

梶井先生に伺ったら、「中安先生は他大学での教員ポストは希望しておらず、好きな音楽や絵画、グルメでゆっくりと退官後を楽しみたい」という希望をお持ちだということだった。しかし、私が東京農工大学に非常勤講師で赴いた際に、農場の裏のラーメン屋さんとそれとなく、中安先生は研究・教育を離れての悠々自適生活で本当に満足されるのですかと聞いたところ、チャンスがあればもう少しやってみたいということだった。この話を早速梶井先生に伝えたと、最初はかなり疑っておられたが、本心が分かり、中安先生が東京農業大学に奉職するきっかけとなった。

また、たしか古希を祝う会の時であったと思う。奥様の和子さんが私に近づいて来られ、「この人を怒って下さい」と懇願されたことがある。奥様いわく、今日、出かける直前になって初めて古希の会があるということを知ったのですよ。パーマにも行けないし、着るものだっ

て・・・と沢山の不満をぶちまけられた。そこで、世間知らずの私は大先生を物ともせず、梶井先生、それは間違っていますよと意見した覚えがある。ふるさときゃらばんのミュージカルを例えに出して「男のロマン、女の不満」ではだめだと言って。

しかし、梶井先生は一旦納得すると変わり身はとてつもなく早い方だった。中安先生が後にしみじみと語った言葉が今でも耳の奥に残っている。「結局、私の面倒を最後までみてくれたのは梶井さんなのよね」。そこに一途の人、梶井先生の人間的魅力があったのだろう。気がついたら私も梶井先生とお話しようになっから四六年というそれなりに長い年月が経っていた。

先生が晩年に力を注いでいた三つの活動がある。一つは農林統計協会の『日本農業年報』だ。大内力先生の編集代表から梶井先生に代わって四七号から二〇一二年刊行の五八号まで担当され、その後を私にバトンタッチされた。現在六五号の編集集中である。二つ目は全農林労働組合が公刊する「農村と都市をむすぶ」誌の編集代表である。この雑誌は近藤康男先生が一九七四年の二八二号から一九九九年の五七五号まで編集代表をされた後、梶井先生が現在に至るまで編集代表を務められており、昨年八〇〇号を突破して、現在八一二号の刊行直前である。私は二〇〇〇年頃から編集長として梶井先生をサポート

トしてきたことになる。三つめは（一社）農協協会の下に組織された農業協同組合研究会であり、代表を務められている。こちらでも常務理事の一員として支えているが、残念ながら私の力不足の領域であるので、サポーターの役割に止まらざるをえない。だが、このいづれも決して松明の火を絶やすことがないように全力を尽くすことをお誓いしたいと思う。

巨星は天国に居るのではなく、墜ちて私たちの心の中に居ると解釈することをお許し頂き、先生への追悼の言葉といたします。梶井先生 安らかに眠りください。

合掌

二〇一九年七月六日
東京大学名誉教授・谷口信和



写真上：日韓農業研究者意見交換会にて
(2016年9月8日韓国ソウルaTセンター)



写真右：現地調査にて
(2017年8月24日兵庫県養父市)

梶井功（かじい いそし）先生の経歴と主要業績

I 経歴

1926年 9月21日 新潟県佐渡郡相川町生まれ
東京農工大学名誉教授

1950年 東京大学農学部農業経済学科卒業
1952年 同大学院修了、東京大学農学部助手
1964年 鹿児島大学農学部助教授
1967年 鹿児島大学農学部教授
1971年 東京農工大学農学部教授
1985年 東京農工大学大学院連合農学研究科長
1988年 東京農工大学農学部長
1990年 東京農工大学定年退官、東京農業大学教授
1995年 東京農工大学学長（2001年まで）

1961年 農学博士（東京大学）
1986～88年 日本農業経営学会会長
1988～90年 日本農業経済学会会長
1991～1997年（第15・16期）日本学術会議会員
1974～2019年 農村と都市をむすぶ編集委員
1999～2019年 農村と都市をむすぶ編集代表

II 業績（年）

著書

1961 農業生産力の展開構造
1970 基本法農政下の農業問題
1973 小企業農の存立条件
1977 農地法的土地所有の崩壊
1979 土地政策と農業
1986 現代農政論
1986～1988 梶井功著作集 全7巻
1994 日本農業の行方（岩波ジュニア新書）
1997 国際化農政期の農業問題
2000 新基本法と日本農業
2003 WTO時代の食料・農業問題

共編著

1956 日本漁村の過剰人口
1971 限界地農業の展開 鹿児島県農業論
1976 食糧自給力の技術的展望（農林行政を考える会編）
1979 地域農業再編の技術的展望（農林行政を考える会編）
1981 農業経済学の軌跡 農業経済学会50年の歩み
1992 農業の基本法制 問題点と改正試論
2004 食料・農業・農村基本計画（日本農業年報47）
2012 農業・漁業をどう立て直すか（日本農業年報58）

受賞

1990 日本農業研究所賞
1997 NIRA政策研究・東畑記念賞
1999 日本農学賞（読売農学賞）

（2019年7月9日、谷口の整理による）

研究会

平成30年度食料・農業・農村白書をめぐって

服部

それでは、定刻になりましたので、「農村と都市をむすぶ」誌の今年度の「食料・農業・農村白書」についての研究会を始めさせていただきます。

きょうは、依田経営政策課長、伊佐情報分析室長を初め農林水産省の関係の方々、ご出席いただきありがとうございます。

私は、きょう、司会を務めさせていただきます国際農政研究所の服部といします。よろしく願います。



服部信司 氏

きょうの進め方ですけれども、まず宇都宮大学の秋山先生から、今年度の白書についての概要とともにコメントをお願いするという事で、約三五分お願いしたいと思います。それについての、農林水

産省のほうからの返答というか、お考えを約二五分から三〇分ぐらい、お示ししていただきたいと思います。

その後、編集委員の方々に、一人一問質問があれば出していただきたいということで質問を出してもらっています。質問を出された方に一人二問、短く質問していただいて、それに対して農林水産省のほうから三分間、お答えをお願いしたいと思っています。

もし時間が余りましたら、委員の方々からコメントや要望なども出ていますので、それについて出していきたい、省の方のお考えを出していただきたいと、こんなぐあいに考えています。

I 全体的なコメント

まず秋山先生のほうから、白書についての全体的なコメントをお願いいたします。

研究会出席者

(2019年6月18日 於：農林水産省会議室)

司 会：服部 信司

報 告：秋山 満

コメント：(農林水産省)

依田 學 経営局 経営政策課長

伊佐 寛 大臣官房 広報評価課 情報分析室長

阿部 哲 大臣官房 広報評価課

情報分析室 調査官

井上 崇 大臣官房 政策課

食料安全保障室 企画官

今西 直人 大臣官房 政策課

技術政策室 課長補佐

吉野 哲平 経営局 経営政策課 経営専門職

続橋 亮 経営局 農地政策課 経営専門官

中尾 学 経営局 協同組織課

経営・組織対策室長

松澤 正 経営局 保険課 課長補佐

古本 明久 食料産業局 食品製造課 課長補佐

新保 貴裕 生産局 技術普及課 課長補佐

岡本 武史 生産局 農業環境対策課 課長補佐

佐久間 浩 政策統括官付 農産企画課 課長補佐

井上 俊樹 政策統括官付 穀物課 課長補佐

豊井 一徳 技術会議事務局 研究推進課 課長補佐

出席者：谷口 信和

神山 安雄

矢坂 雅充

安藤 光義

友田 滋夫

作山 巧



秋山満 氏

秋山 宇都宮大学の秋山で
ございます。よろしくお願
いいたします。

それでは、お手元にレジュ
メが渡っていると思いますの
で、それに沿いながら報告さ
せていただきます。

まず今回、白書を読むに当たって、一番最初に「視点」と書いておいたのですけれども、ことしの白書の位置づけみたいな形で、こちら側の思い込みも含めて六点ほど挙げておきました。

白書を読む六つの「視点」

一つ目は、ことしは基本計画の見直し年に当たるとい
うことで、基本計画に向けて、どういう分析の部分から
示唆を出しているのかなという視点が一つ。

二つ目は、TPPとEUとのEPAが発効になったとい
うことで、GATT以来の国際化に関して一区切りが
ついて、次の段階に入っていくということです、こ
の段階あたりで一回区切って考えたほうがいいのかなと
いう意味で白書を読ませていただいたということです。

それから、ちょっと細かくなりますけれども、行政的
な部分でいくと、米政策改革で、自主的な米の生産調整

が昨年度、行われたということで、ポスト米政策改革に
向かって、どういう分析をし、方向性が打ち出されてい
るのかという視点が一つ、あるのかなと。

それともう一つは、中間管理機構が五年目の見直しと
いう形で見直しを行ってきたということですので、
そういった機構の成果や到達点、あるいは今後の構造変
動の動向に関して、どういう分析がなされているのか、
ということです。

それから、今いったような市場や土地の問題に加え
て、世代交代期に入り、農業で人不足になってきている
ということ、外国人労働者施策も今年から変わる。ま
た、新規就農者がどの程度ちゃんと確保できているか。

そういう意味では、世代交代を迎えるに当たって、労働
力対策がどういう形で進んでいるのか—というような視
点で読ませていただきました。

そういった意味でいくと、次期の基本計画のときには、
まさしく団塊世代が七〇代になるということで、待
ったなしの世代交代の時期に入っていく。そういう人口
減少とか高齢化の問題が地域にどのように深刻な状況を
及ぼしているのか、あるいは、農水省のほうでも調査さ
れていた未相続農地問題といった問題がどのように農村
部に広がっているのか、これらについてどのような分析
がなされているのか。そのあたりを気にしながら読ませ

ていただいたということですが。

続きまして、二番目に、ことしの白書の構成について昨年との比較をしたということでございます。ことしの白書、随分量が増加していて――決して去年も薄かったわけではないのですけれども――さらに四〇ページ以上上乘せられ、非常に厚めの白書になっています。

本年度「特集」が大幅に増加

大きく変わっていたのは、特集とかトピックスの位置づけで、昨年でいきますと四〇ページぐらいを使って、一特集、４トピックス。特集は構造問題に当たるような若手農業者経営の問題。トピックスのほうでは産出増とか、日本EU問題、あるいは明治一五〇年、農泊といった部分を取り扱っていた。

今年度は、特集が三つにふえ、分量も七七ページということでかなり大幅に増加している。それからトピックスのほうも三つを取り扱っている。特集のほうが多発化している災害問題。農業構造にかかわったスマート農業の推進の問題。それから、農村社会のほうでは農福連携の問題が特集という形で取り扱われている。トピックスのほうでは、食料問題にかかわる輸出拡大の方向、それに連動する規格認証問題、さらにジビエ問題が扱われています。分量の増加の多くの部分は、この特集、トピックスです。

章の構成になりますが一章、二章、三章で、食料、農業、農村政策を取り扱っているわけです。上のトピックスや何かを、こういう食料、農業、農村に振り分けたページ数をみていくと、昨年在、食料政策が七二ページだったのが七七ページです。第二章の農業政策、昨年一〇五ページだったのが、今年度は九八ページ。それから、農村政策は三六ページから五五ページということ、どちらかというと二章の農業政策が若干薄めになって、食料政策、それから農村政策のほうにちょっと重点を置いたページ配分になっているということです。

それに加えて、第四章で災害問題が、東日本、熊本からの復旧問題に加えて扱われています。それが三六ページということ、こちらのほうにもかなりページが割かれている。

その意味では、白書は全体としては目配りよくつくられているわけですが、少し、一章、三章、四章のほうに重点を置くような構成になっているのかなという形で読ませていただきました。

全体的な印象

細かい点に入る前に、読んで気になった点というか、全体的な印象だけ述べていきます。

一つ目が、白書ということ、特集によって重点化で

めり張りをかけるとともに、全体に関しては大体同じようなページ数で、目配りの効いた網羅的な分析がなされているということなのですけれども、先ほどの視点でいった基本計画の見直しとか、農業の生産調整、中間管理機構、研修生制度といった問題の部分が多くなったというわけではなく、やや食料や農村に傾斜した分析になっているというのが第一印象です。

二つ目。白書というのは、かなり細かい分析をなさっているという印象があったのですが、今回の白書を読んでいると、政策や事業の説明の部分が多くなっている、分析的な項目がちょっと薄くなったのかなという印象をもったことです。悪いわけではないのですけれども、分析が薄くなった分、事例がかなり多量に使われている、事例でそれをカバーするような構成になっているという形で読ませていただいた。

全体を読んでいくと、例年、白書というのは、ことしはここに焦点を当ててやっていますよという、ちょっとめり張りを入れたというか、固有の分析みたいな、力を入れたところがみえていたのですけれども、ざっと読んだ感じで、ことしの目玉というのはどこなのかなというのが、印象的にはわからなかった。特集のためなのかもしれないですが、そういう印象をもったということです。

そういう意味では、分析は食料とか農村のほうに偏っ

たり、あと災害の問題に偏ったということもあって、若干構造問題に関する分析が弱くなったのかなという印象で読ませていただきました。農地中間管理機構とか収入保険、それから自主的な生産調整の動向という部分は、余り分析はなされていなくて、紹介程度で終わっている。それから、新規就農者であったり、外国人労働問題もデータは出ているのですが、次の制度の説明に終わっている。従来の構造問題にかなり力を入れて分析なさっていた形からすると、ことしはちょっと構造問題が弱かったかなという印象をもちました。

世代交代問題に関しては、部門別や、地域別でどれぐらい新しい世代が確保できているのか、今回の白書ではよくわからなかった。あるいは、農水省で調べられていた相続未登記問題等に関しても十分には紹介されていなかったかなという印象で、農村の実態のところで、この辺が気になったということです。

あとは、気になった点だけ説明していけたらと思います。

多発した自然災害

最初に特集で、「平成三〇年多発した自然災害」という形で、二ページほど使って分析がなされています。大きくは自然災害へのプッシュ型支援であったり、激甚

指定の迅速な対応で、かなりご苦労されながら対策に取り組まれたということが非常によくわかる分析になっていたということです。ですけれども、こういう災害が多発する中で、気候変動で起きる部分は当然あるわけですが、それを増幅させるような人災であったり、あるいは防止の視点というのが大事なのだらうと。その意味でいくと、農業・農村の多面的機能というのが今までずっと強調されてきたわけですが、自然災害を増幅させない要因として、こういう多面的な機能がかなり弱体化しているというか、弱くなってきたというような点との関係で分析する視点があってもよかったのかなという気がしています。できれば、農業・農村をきちり守らないと大変なのですよという形を、この分析の中で出していくようなストーリーみたいなのがあったらよかったのかなという気がします。

こういう災害に関して、従来、農業共済等いろいろなやっていて、今回の白書でも収入保険等に入るのを勧めますという書き方はしています。確かに収入保険自体は園芸部門とかほかの部門を吸収する形で一つのカバーステムにはなっているのですが、収入保険それ自体に入っていく層が、青色申告の問題もあって、かなり限られた層になっていく形が予想される。あるいは、米・麦加入に関しては任意加入に移行するという話になってくる

ということですね。それ自体は、担い手の支援策としては十分なのかもしれないですけども、災害対策という視点からみたときに、こういう保険システムの方向で今後、大丈夫なのか。多発することを予想しながら、対象が限定されるという形の動きになっていくのではないかと。ということで、収入保険との関係で、災害の視点からみると気になったということです。

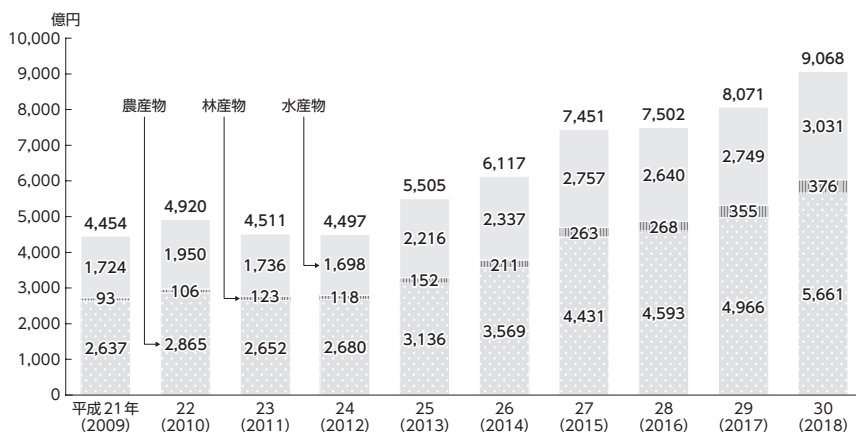
第四章。東日本大震災とか熊本地震の復旧・復興、これは続けて分析されているということです。どこまで復興してきたかがわかるような形で記述されております。その中で強調されていたのが風評被害、あるいは被害地域の農産物がなかなか高く売れないという問題が指摘されています。こういったときに、消費者のほうの風評被害というだけではなくて、食品を扱う流通関連業者、あるいは食品加工業者も含めて、そこがどのように扱っているのかという部分が見えないと、単に消費者が嫌っているというだけの問題ではないのかという気がするのです。その意味では、この問題の対策として、食品関連業者といえますが、加工であったり、流通がどのような形で対応していたり、取り組んできたのかという部分の分析があってもよかったのかという気がします。

農産物輸出…加工食品と生鮮食品に分ける必要

次に、食料問題のほうに入らせていただきます。第一章の食料の安定供給ということで、まずトピックスから問題にさせていただきます。五四ページに農産物の輸出の推移(図表1-1)が出ていますのですけれども、農産物・食品輸出という形のイメージでいくと、どうしても全部農産物が輸出されているようにみえてしまうところがあって、加工食品と生鮮食品の区別をきっちりやっていったほうが——従来やっていたと思いますし、今回は別のページで分析はしているのですが——誤解が少ないのかなど。全体でみていくと、恐らく加工品の輸出が四割程度を占めているという状態になっているわけで、そこから辺が白書の中で、書いてはあるのですけれども、わかるような形で書いていただけたらなと。そういう意味でいきますと、農産物の部分は輸出が六二%を占めていますけれども、その半分が加工品という形になりますので、実質上は三〇%ぐらいしかないということ、かなり加工的部分に依存した輸出政策になっているというのをどう考えるのかなというのが気になるということです。

その下にちょっと入れておいたのですけれども、海外展開したり、輸出していく加工食品、あるいは海外の日本食レストラン、確かにそれ自体が海外に展開していく

図表 1-1 農林水産物・食品の輸出額



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省で作成

のはいいのだけれども、日本農業、日本の農産物とどういつながりがあるのかというのが、むしろ問題ではないかという気がしております、輸出している加工食品や、日本食レストランが、日本の食材をどれぐらい使っているのかというデータの紹介があると、その波及効果が見えるのではないかとということで、その辺が聞きたいなという気がしたということです。

こういった形でいくと、生鮮型の農産物の輸出というのは二、五六〇億円程度になっているということで、図1-4、五七ページに米の輸出のデータが出ておりまして、お米で四万トン。昔、輸出していなかったところから比べれば、これでも大変なことだとは思うのですけれども、これは精米という形で理解していいのか、それとも例えばパックご飯とか、あるいは米粉あたりも含んだ米輸出という形になっているのか、データのわからなかったということが一つです。

それから、加工食品では米菓とか日本酒という部分も含めてデータが出ているのですけれども、それを合わせると三・二万トンぐらいということなので、米関連の輸出をやっていくときに、こういう加工食品まで含めて、どういう戦略で目標達成の見込みができるのかなというのが気になったということです。

輸出に伴う問題も記入すべき

こういった食品の輸出産業化を図っていくに当たって、いろいろ官民ファンドをつくったり、プロモーションを、いろいろな力を入れてやっていますという記述がなされてございます。それで、A-FIVE「農林漁業成長産業化支援機構」自体がここに直接かかるわけではないのですけれども、他との関係でここに入れますと、例えばA-FIVEだったり、あるいはクールジャパン機構とか、マスコミ等で、累積債務というのでしょうか、そういった問題が大分取り上げられているというような気がいたします。そういう意味では、万々歳で、輸出の振興で機能しているのだということも確かにそうなのですけれども、もう一つ、どういう問題だったり、どういう状況なのだということも記入されてもよかったのかなという気がしたことが一つ。

それと、五六ページにJFOODO「日本食品海外プロモーションセンター」の紹介だったり、六四ページにGFP「農林水産物・食品輸出プロジェクト」というのでしょうか、そういったマッチングの組織の紹介があるので、すけれども、JFOODOのほうを調べてみると、水産とか酒類、それにあと和牛とか米粉という形で、どちらかというと加工食品を中心にしながら輸出している

イメージが強い。GFPというマッチングのところに關しては、いろいろな形の会員が入っていて、農業者も若干入ってきたという紹介はあったと思うのですけれども、どちらかというと、やはり業者さんの扱う部分が多いのではないかと。そういう意味では、農業者や、農協が、どの程度、こういった部分を使われているのかというのが気になったということです。

GAPの効果をデータで示してほしい

トピックスの2は規格とか認証とか知的財産の話になっています。こども、ちょっとないものねだりなのですけれども、僕のいる栃木県でもGAPをとりたいたいという農家の方がたくさんいらっしゃるのですけれども、よく、GAPをとったら価格は上がるのかねと聞かれるのです。そういう意味でいくと、GAPや何かをとっていくこと自体は、価格だけを目当てにやっているわけではないのは重々承知しているのですけれども、こういう認証をやったことによって、市場での優位性を確保しているというようなデータがあるのかどうか。そういった部分を紹介していただくと、ますますとっていく意気込みが出るのではないかとということが一つと、それともかわるのですけれども、GAPをとるのに結構お金がかかるねという話が出るのです。儲ければ、それで払える

のだけれども、なかなかすぐに価格に反映しないし、結構経費もかかるということで、GAPに關しての経費というのですか、そういった部分に關しての支援システムみたいなものがあると、もっといろいろな形ができるのではないかと気がしたということです。

それと、認証制度自体、消費者の認知度が5%程度だということ、これがもうちょっと見える化していかないと、価格を上げたり、いろいろなことができないのではないかとということで、この前、たまたまテレビで中国のドキュメントをみていたら、農産物が、つくったのから流通から、全部がみえるような形で小売店でやっているのが出ていたのです。その意味では、もともとは日本が進んでいたはずなのに、もう抜かれたなという気でみていて、少しトレーサビリティシステムや何かも含めて見える化の形で付加価値をつけていけるようなシステムをつくっていかないと、単にとれ、とれだけではだめなのかという気がしたということです。

自給率（カロリーベース）の低下と産出力の上昇をどう考えたらよいのか

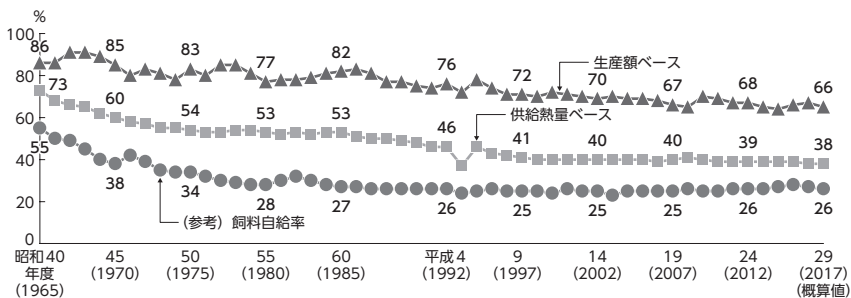
それから第一節、食料自給率と自給力、本論に入っていきます。一つ目、ちょっと気になったのは、自給率のデータ（図表1-1-1）等が出ているわけですから

も、一昨年でしうか、カロリーベースで三八％に落ちて、去年が価格ベースで二％落ちたというような話になっているわけです。もう一方では、農産物の産出額は三年連続で増加しているという分析もあるというわけです。そうすると、農業の生産力というか、産出力は上がっているにもかかわらず自給率は低下しているという状態がここ二三年、続いているということになるので、こういうのをどのように考えていったらいいのかという部分が、白書を読んでいるだけでは、読み取れなかったということが一つ。

二つ目は、これも基本計画とのかかわりになるのかもしれないけれども、生産努力目標に関する部分が八三ページに到達点という形でグラフが出ています(図表1-1-3)。品目をみていくと、野菜、果実、生乳、牛肉、豚肉、あと魚介が未達成という形のグラフになっていて、本当に農業のほうで稼ぐ部門が未達成という状況になっている。これをどのように考えていったらいいのか。ちょっと体力が低下してきているという分析でいいのか、気になったということです。

基本計画との関係でいくと、自給率の目標は当然掲げているわけですが、飼料自給率だったり、耕地面積の確保状況だったり、作付けとか耕地利用率というのを目標に掲げているので、その辺が一体どこら辺が到達

図表 1-1-1 我が国の総合食料自給率

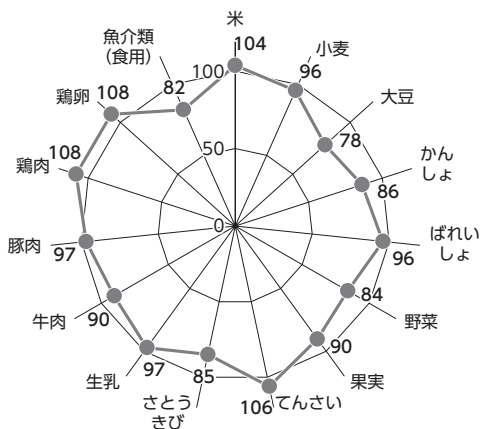


資料：農林水産省「食料需給表」

点になっているのかというの、せっかくの年だったので、出していたくともよかったかなと。あわせていえば、担い手の育成目標だったり、新規就農の確保目標との関係で、次の基本計画に向かって、どういうレベルにあるのだというような紹介があると、もっとよかったかなという気がしたということです。

それと、ちょっと気になった点としては、八四ページに、新しい自給率の参考指標というのが小さく載っているのですけれども、これを入

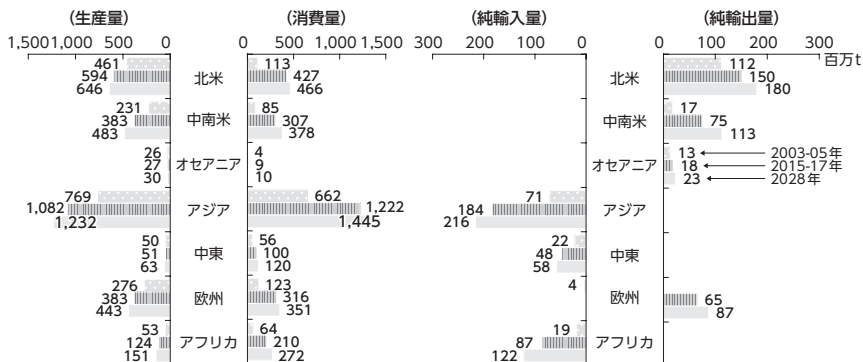
図表 1-1-3 生産努力目標の達成状況（平成 29（2017）年度）



資料：「食料・農業・農村基本計画」（平成27（2015）年3月閣議決定）、農林水産省「食料需給表」を基に農林水産省で作成
 注：1）令和7（2025）年度の生産努力目標を100としている。
 （魚介類（食用）については令和9（2027）年度目標値）
 2）米は米粉用米、飼料用米を除く。

それから、第三節に行かせていただきました、食料需給と安全保障というところで、九二ページに世界の需給分析をしていて、アジアで食料がかなり不足するのだという見通しになっているということです（図表1-1-3-4）。という形でいくと、日本の食料安全保障というのは、単独で考えるということも確かに大切で、そのための指針ということなのですけれども、長期的に考える

図表 1-3-4 穀物等の地域別需給見通し



資料：農林水産政策研究所「2028年における世界の食料需給見通し」（平成31（2019）年3月公表）を基に農林水産省で作成
 注：穀物等は小麦、とうもろこし、米、大豆の合計

と、アジアの中でどのような食料安全保障のシステムをつくっていくかということが大事になってくる。その意味でいうと、日本の食料安全保障とアジアの食料安全保障、あるいは共同で備蓄していったりというのは、アジアの中での取り組みをどのように進めていかなければいけないかということをもっと示唆しているデータではないかと思ひまして、そういったことも取り扱っていたらという気がしました。

コラムでFAOがやっている安全保障のこと、あるいは一三一ページでSDGs（持続可能な開発目標）、この辺の紹介があったのは非常によかったなというように読ませていただいたのですけれども、「家族農業の一〇年」というのも、たしか国連のほうで取り組んでいると思いますので、できればこちらで紹介していただけたらよかったですという気がしたということです。

「TPPに関して万全な対策を組んでいる」は言い過ぎ

一〇二ページのところで、今の日米TAG交渉の紹介が出ていて、そこでTPP範囲内という形をちゃんと白書の中に明記したというのはよかったかなと思ひました。ただ、その後に、TPPに関してはかなり万全な対策を組んでいますという形でいわれているのですけれど

も、今から影響が出てくるので、ちょっと言い過ぎかなという形で読ませていただいたということです。

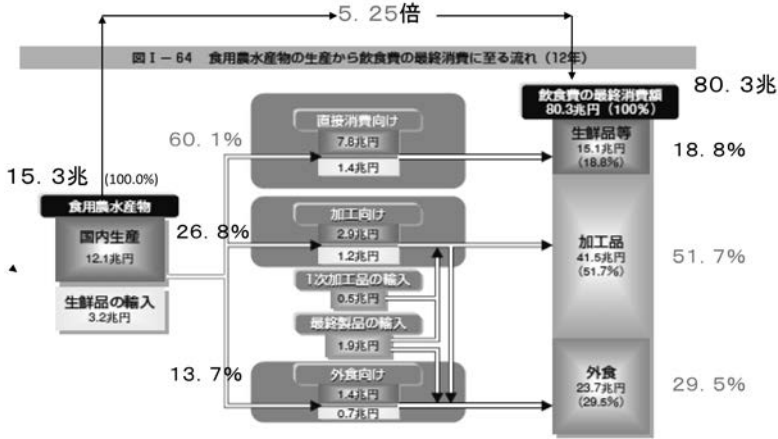
第四節、食料消費と食育のところなのですけれども、単身世帯だったり、世代別の食料消費構造が出ていて、特に若年層が低価格化しているという分析が鮮明に出ていたということでございます。これに、所得階層別の消費構造や何かもあわせて入れていくと、かなり低食料価格のほうにシフトしていつているような部分が出たのではないかという形で、おもしろい分析だなというようにみせていただいた。

フードシステム全体の分析が必要

第六節、食品産業のところでございます。一昨年あたりからでしょうか、フードシステム全体のところを、主に市場流通と市場外流通の図に置きかえる形で表が出てくるようになって、ことは、日本の市場流通とアメリカの市場流通を比較するような表になっています。その意味では、従来フードシステム全体の分析をしていた分が、何となくここ数年、卸売市場問題のほうにたまたま問題になっていったということもあるのかもしれない少し矮小化した形になってしまったかなという気がしたということです。

その意味では、参考資料で、白書で使っていた昔の産

参考資料 フードシステムの基本構造 (2000年)



資料：総務省他9府省庁「産業連関表」を基に農林水産省で試算。

- 注：1) 食用農水産物には特用林産物（きのこ類等）を含む。また、精穀（精米、精麦等）と畜（各種肉類）、冷凍魚介類は食品加工から除外し、食用農水産物に含めている。
 2) 飲食費の最終消費額は、旅館・ホテル等で消費された食材費（材料として購入）を含む。
 3) 外食産業は、一般飲食店（レストラン、すし店、そば・うどん店等）、喫茶店、遊興飲食店（料亭等）である。

食料・農業・農村白書 平成18年度版 74ページ図1-64に一部追加

業連関の分析の部分を出しておいたのですけれども、もう一度、二〇一五年あたりのもの、こういうのをつくっていただけると、こちらとしては非常にありがたいという気がしたということです。

スマート農業の特集…まとまった記述を評価

次に農業政策、第二章の強い農業というところで、まず特集なのですけれども、スマート農業を取り扱っているということです（図表特2-1（抜粋））。かなりまとまった記述になっていて、非常に勉強になったのですけれども、現場との関係でいくと、技術開発の状況は大切なのですが、それを入れていく受け入れ条件とか、普及条件という部分の分析が非常に重要なのだと思うのです。こういうのができそうというのは出ているのですけれども、そういう受け入れ条件だったり、普及可能性の部分に関しての分析がもっとあるとよかったのかなということが一つ。その前でちょうど災害の部分を読んでいたもので、このように機械化が進んだり、IoTとか、そういった形が進んでいったときに、また何か災害が起こってしまったら、被害がもっと甚大に出してしまうのではないかという気がして、そういったリスク対応というのですか、こういった部分に関してもちょっと気になった。

図表特 2 - 1 (抜粋)

耕起・整地

自動走行トラクターによる
有人機・無人機の協調作業



→ 有人機・無人機の協調作業により作業
時間を約 4 割削減

水管理

自動水管理システムによる
給排水の遠隔・自動制御



→ 遠隔操作や自動で
給水と排水を制御
→ 水管理に係る作業
時間を約 8 割削減
→ 出穂期から収穫まで
の用水量を約 5 割削減

それと、三番目の匠の技の形式知化という指摘で、そういった部分を今、進めていますということなのですけれども、非常に大事なことだと思ひまして、農家のほうでも、プロの技術をなるべく普及するために、そういうのをやってほしいという声はたくさん聞いています。その意味では、たしか農協のほうでも経営診断などの関係で、そのような取り組みをやっていたので、できれば今ある技術を形式知化するようなことを、力を入れてやっていただけたらという形で読んだということです。

それから、第一節の農業産出額・生産農業所得のところですが、これは、ことしから新設の節になったということですので、これも、若干、分析が薄かったかなという気が

して、もうちょっと要因分析みたいなのをやっていたけるとよかったのかなという気がしたということです。

第二節、農業構造改革のところなのですけれども、大きく三つぐらいです。一つは中間管理機構の部分に関しての分析が、いろいろあったのですけれども、ざくっとしたデータの紹介になっていて、見直しの結果、こういう方向に行きますという記述になってしまっていて、今現状、どうなのだという分析がなかったかなという気がします。

その意味では、今までのこの四年間ないし五年間がどういう実績だったのか、あるいは地域差を伴って、どのような展開なのかというような部分を少し入れていただくと、その後の見直しの柱の部分がはっきりわかるという形になったと思いますので、そこら辺の分析が欲しかった。

世代交代期を乗り切る公共のカーブシステムが必要

それと、私は栃木県なのですが、担い手が、規模拡大に慎重になってきているという印象をもっています。そういう意味でいくと、まとめていく方向に今、動いていて、どんどん大きくなるというよりは、いい単位の中で

複合化していったり、事業を多角化していったりというように動いている。そういう中で、例えばJAの出資法人などに、ちょっとやるよといった瞬間にぱっと土地が集まってくるという状況なのです。そういう意味でいくと、担い手のほうで本当にカバーし切れるのかどうかもちょっと怪しげになってきているという問題を考えると、保険的な機能も含めて、従来、市町村公社あたりが直営事業みたいなのをやって、カバーシステムをつくっていたのですけれども、そういった部分を、JA出資法人がいいかどうかはわかりませんが、何らかの公共型のカバーシステムをつくっていかないと、この世代交代期を乗り切れないのかなと、中間管理機構のところを読みながら気になったということです。

効果があつた青年就農給付金…拡大の強いアピール

二番目の新規就農とか雇用問題のところですよ。これは、四九歳以下が四年連続で二万人を越えているということ、結構、ちゃんとしてきていますよということなのですけれども、自営就農のほうが余り伸びていなくて、どちらかというと、雇用とか参入型のほうがふえている。農家のほうの親元就農というのでしょうか、ここが若干うまくいっていないのかなという気がして、その

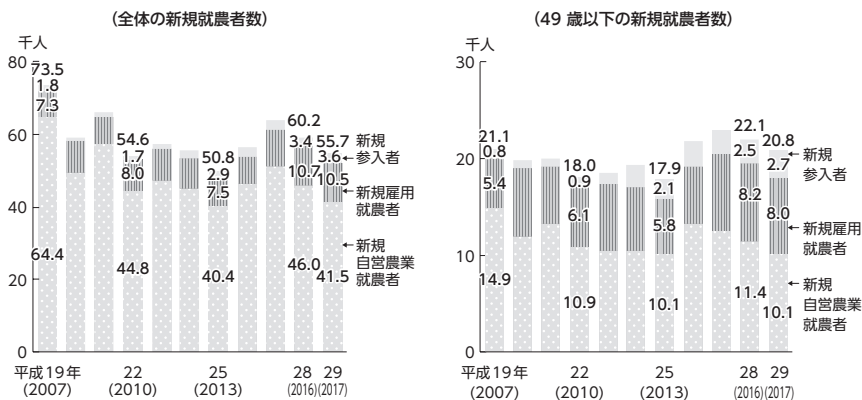
意味では、今までの青年就農給付金でしょうか、今、名前が変わっているようですよけれども、あれがかなり効果があつて、二万人までもってきたということだと思ふのですが、親元就農がなかなか伸び切れないという部分を考えて、ちょうど世代交代期だという時期も考えると、あの事業は非常にすばらしかった。できればもうちょっと拡大しなければいけないという強いアピールを出していただきたかったなという形で読ませていただいた。(図表2-2-11)

それと、外国人労働者の部分に関してもデータが出ているのですけれども、新聞等でよく話題になっていたのは、就業条件だったり、あるいは安定性だったりというような話だと思ひます。その辺の実態がどうなっているのかというような部分も若干紹介していただけたらよかったのかなという気がしました。(図表2-2-16)

三番目ですけれども、収入保険が去年から始まったということなのですが、その実績が、記述の中にほとんど出てきていないので、できれば収入保険の加入状況等に関する紹介もあつてよかったのかなという気がしたということです。

それから第四節、米政策改革。これも新しい節に持ち上げたという意味ではよかつたと思っています。その中で、昨年、自主的な生産調整になつたという形で、一・

図表 2-2-11 新規就農者数

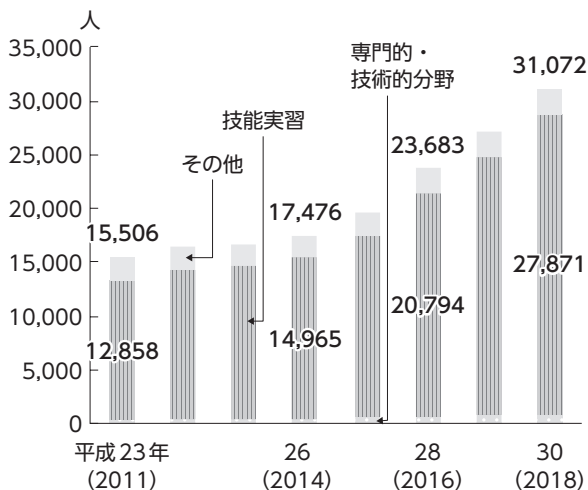


資料：農林水産省「新規就農者調査」

注：平成26（2014）年調査から、新規参入者については、従来の「経営の責任者」に加え、新たに「共同経営者」を含めた。

図表 2-2-16 農業分野における外国人労働者数

六万ヘクタールほど稲作が、家庭用需要というのか、そっちのほうに戻ってきたということです。そういう意味でいくと、その戻り方はまだ一年目だったというので、わからない点はあるにはあるのですけれども、家庭用需要産地みたいなものと、業務用需要産地みたいなものがかなり分かれてきていて、今回の復帰の中でもそういう動きの差が大分出てきているような印象でみてい

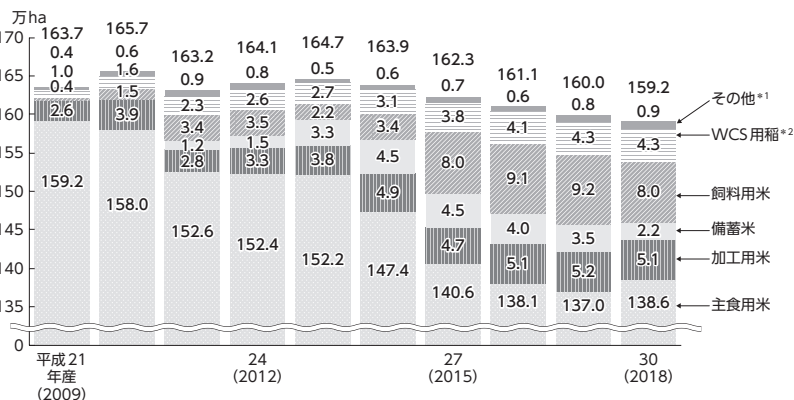


資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

ます。ちょっと稲作復帰がありましたねということではなくて、今、稲作の産地間競争がどのような構造になってきたのだろう。それが今度、自主的な生産調整になっていくと、どういう影響を与えていくのだろうというような分析があると、今の産地間競争などがもう少しよくわかったのかなという感じで読ませていただいたということです。(図表2-4-1)

七節の気候変動への対応と環境施策のところです。非常に、ああそうなのかなと思ったところで、世界的な有機農業の取り組み状況に関しての分析があって、その中で日本は意外と有機農業が伸びていないのだというような分析になってございます。こういった世界的な安全・安心に関する指向の高まり、有機農業に関する関心の高まりという中で、日本が停滞していく、あるいはなかなか伸び切れない要因は一体どこにあるのでしょうか。消費者でみていくと、安全とか安心とか新鮮に非常にこだわっているという分析になっていて、一方で有機農業に関しては伸び切れないという現実があるとしたら、これは生産のところに問題があるのか、それとも流通とかマッチングに問題があるのか、あるいは消費者のほうの、今、格差とかいろいろなことが起きてくる中で問題があるのか、一体何が、環境に優しい農業に関しての部分を押しとどめる要因になっているかという分析があるとよ

図表2-4-1 水稲（青刈り含む）の作付面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農林水産省調べ

注：*1) その他は、米粉用米、新市場開拓用米、わら専用稲、青刈り用稲等

*2) WCS用稲は、用語の解説3(2)参照

かったなという形で読ませていただいたということです。

特集の農福連携…よくまとめられている

第三章、農村政策。こちらは僕、余り専門ではないので、コメントらしいコメントはできないのですけれども、特集の農福連携は非常にまとまった形で紹介されて、勉強になったというところでございます。できれば、雇用型であったり、事業所参入型であったり、受委託型という形でタイプがあるのですよという紹介があったので、今、そういうタイプごとにどういう広がりがあるのかというデータも紹介していただけたらよかったかなという気がしたということ、なかなかこういう農福連携でやったところ、採算性が結構ね……という話を聞く場合があるので、そういったところにおける経営の状況であったり、あるいはネットワークになっているのはどういうことなのかという点の紹介があるとよかったですかなという感じで読ませていただいたということです。(図表特3-1)

それから、農村政策でもう一点だけ。非常にまとまった叙述でわかりやすく、農村社会のことがわかったのですけれども、地域おこし協力隊が総務省だからカットしたのかもしれないのですが、地域興しに結構頑張っていて、その後の定着率もよかったというような話を少し

図表 特3-1 取組事例一覧



	社名・団体名(所在地)	分 類
1	京丸 園 株式会社 (静岡県浜松市)	ア 農業経営者が障害者を直接受入れ
2	有限会社岡山農産 (岡山県岡山市)	ア 農業経営者が障害者を直接受入れ
3	社会福祉法人こころん (福島県 泉 町村)	イ 就労継続支援事業所等が自ら農業に参入
4	特定非営利活動法人ピアファーム (福井県あわら市)	イ 就労継続支援事業所等が自ら農業に参入
5	農家オムニバス (宮崎県日南市)	ウ 農業経営者が障害者の施設外就労を受入れ
6	パーソナルサンクス株式会社 (群馬県高崎市)	エ 民間企業の特例子会社が障害者を雇用して農業に進出
7	三重県	オ 都道府県等が障害者が働きやすい環境づくりを推進
8	最果県	オ 都道府県等が障害者が働きやすい環境づくりを推進
9	松本ハイランド農業協同組合 (長野県松本市)	カ 農業協同組合や市町村の取組
10	新潟県新潟市	カ 農業協同組合や市町村の取組

聞いた記憶がございます。そういう意味では、農水省も一生懸命頑張ってきた、こういう地域おこし協力隊のよ
うな部分が、どのように地域の中で貢献して、あるいは
定着という意味で回帰や何かの動きにどういう役割を果
たしたのかという分析もあるとありがたかったかという
気がしたということでございます。

足早になってしまいましたけれども、今回、白書を読
ませていただいた感想になります。よろしくお願いいた
します。

服部 それでは、農水省の返答というか、お答えをお
願いたします。

Ⅱ 伊佐情報分析室長の全般的返答

伊佐情報分析室長 情報分析室長の伊佐でございます。
秋山先生、コメントありがとうございます。



伊佐寛 室長

まず最初に、私のほうから編集時の思いとか、いろい
ろ概観的にお話をさせていただいて、あと、個別のテーマ
のご指摘については、それぞ
れ担当も来ておりますので、
担当からのコメントを挟みま
がら進めさせていただきます。

秋山報告の視点は来年度の白書向け

全体の視点、あと三〇年度、二九年度白書の比較とい
うことでお話をいただきました。ことしの白書は基本計
画、ＴＰＰ等の貿易交渉、米政策改革初年度、中間機構
の見直し、外国人労働の問題、世代交代と地域政策の話
はまた別かなと思うのですが、そういう秋山先生の視点
を裏切っているのではないかと思います。そこは本当に
申し上げにくいのですが、白書自体、年末年始ぐ
らいから、その年の出来事などをまとめてまいります
が、いずれもまだ動いている最中の話なので、なかなか
分析に踏み込んだ記述というのは難しい。ことしの三〇
年度白書に書かせていただいたことがある意味で精いっ
ぱいの記述でございます。今いただいたテーマにつぎ
ましては、これはもう来年度の白書に向けた課題なのか
なと思っています。

農福連携とスマート農業を挑戦的に取り上げる

災害の話は昨年、あれだけの被害が出ましたので、特
集というのもありなのだろうなと思うのですが、例えば
農福連携とか、スマート農業は白書としては毎年取り上
げてきているのですけれども、ことし何故特集にという
ところが、正直、先生方の気持ちの中にあるのではない

かと思うのです。ここは編集者の立場からいうと、農福連携とスマート農業は、多分、今までの白書の特集とは違う位置づけで書かせていただいていると思います。その結果として、分析中心ではなくて事例中心になっていきますよねというご指摘にもつながるのだと思うのです。これまででは、ある程度農水省として取り組んで、何か方向性が見えてきたとか、大綱とか方向性を示したところで白書の特集として打ち出してきたと思うのですけれども、今回は、これから進めていこうとするものを言葉を選べば、意欲的というか、挑戦的に取り上げたところでございます。

結果的に、データがそろっていないところはどうしてもあり、欲をいえば、事例をせっかくこれだけ集めましたので、事例をもとに分析というやり方もあったのだと思うのですけれども、いかんせん、これから動くようにしているような話ですので、結果論でございますが、ことしのような記述になったというところでございます。

農福連携の経営にも着目

ただ、ここまでは皆さんに読み取っていただけるかどうかというところなのですけれども、例えば農福連携、今回、特集で取り上げました。単に農福連携はこういう事業なのですよというだけではなくて、実は農福連携と

いうものに取り組むことで、結構、経営のあり方に良い効果を挙げている事例を本文には一〇事例、概要でも三つ挙げています。一つの事例では、静岡県京丸園さんは、農福連携の特集がなかったら、GAPの取組で、あるいは経営改善の取組で紹介してもおかしくないぐらいの経営です。農福連携というものを通して、そもそも農業のあり方というか、経営のあり方のようなものも触れてみれたらという、今までとは違う視点での記述というか、切り込みを試みたというところでございます。

スマート農業についても同じ

同様にスマート農業のほうも、今回は「現場への実装」とタイトルにつけてございますとおり、これまで技術の開発が進んできた中で、いよいよ今年度から現場への実装段階に入りましたという意味合いでの今回の特集での取上げなのですけれども、これも単に技術の紹介をするだけではなくて、実はこの資料の端々に、「規模の大小にかかわらず」とか「中山間」という言葉を盛り込ませていただいているのです。一応、書き方としてはあくまで技術の話、スマート農業は技術の話なのでありますけれども、いわゆる経営の規模の問題、中山間対策、こういうものについてもかなり意識をして書かせていただき

ました。結果的に、どうしてもデータが伴ってこないところがありまして、なかなかそこをきちんと読み取っていただけるかというのはございますが、そういう思いで今回、つくらせていただいています。

以上が全体のご指摘に対するご回答ということでございます。以降、各論というか、各章ごとの話に入らせていただきますと思います。まず、レジュメでいますと二ページ目の特集の自然災害からまいりたいと思います。こちらは災害担当が来ておりますので、お願いします。

収入保険か、農業共済か。自ら選んで入る

松澤課長補佐 経営局保険課でございます。自然災害の備えの収入保険といいますが、保険の関係のご質問だったとおります。青色申告者に限定した収入保険が導入されていて、また農業共済については米麦が従来、当然加入だったものが任意加入に変わっていくという中で、こういう多発する災害に保険としてどう対応できるのかというご指摘だったと理解しております。

収入保険はことしから運用が始まっております。従来からあります作物の共済との関係でございますけれども、これは農業者の方がみずから、どちらに入ったほうがいいのかということを選んでいただく選択加入となっ

ております。ですので、どちらかに入っていたかという形になってございます。収入保険が導入されたので、先ほど先生のお話にもありましたように、カバーする対象品目というものは、従来の共済制度に比べて幅広くなっております。基本的に農産物全体という形になっておりますので、災害に備える保険という制度としましては、従来に比べるとカバーは広がってきているという格好でございます。

それで、当然加入を廃止しましたということで、義務ではなくて、みずからの意思で入っていたかという格好に切りかえたわけでございまして、みずからの意思で災害に備えるために、収入保険なのか、従来からの農業共済なのかを選んで入っていただくという形を崩さないようにしております。

確かに米麦を任意加入に切りかえましたことによつて、まだ最終的な結果はわかっておりませんけれども、聞こえてきておりますのは、大規模の方は従来どおり、どちらかの保険に入っていた方が圧倒的に多いというように伺っております。ただ、米麦に依存していないような、例えばサラリーマンの兼業農家さんみたいな方については、別に保険をかける必要もないという方もおられますので、無保険といえますか、共済に加入されないという方も出てきていると伺っています。ただ、まだ

結果のほうは最終的にわかっておりません。

私どもとしては、農業経営の安定化を図る、災害に備えるということが大変大事だと思っておりますので、共済組合が運営主体でありますけれども、国も一緒になりまして、加入推進のキャラバン等もやりまして、無保険にならないように、みずから備えていただくという活動を続けているところでございます。

防災・減災・国土強靱化

伊佐情報分析室長 それ以外で、今回、特集にかなりページを割かせてもらっています。迅速に対応しました、できるだけ早く、一日も早い復旧をということで政府の対応を紹介させていただいております。

また、もう一つ、大きなテーマとして、防災・減災、国土強靱化、この三つの言葉を意識して書かせていただいております。また第二章に基盤整備のページもあるのですけれども、そこでもため池の話が出てきます。災害が起こってしまったときの素早い対応というのも大切ですが、これだけ近年、雨の降り方が激しくなってきたしまいますと、どうしても災害が増えてきてしまいます。一度壊れてしまうと、これまた復旧・復興するのはえらい労力が必要となり、精神的にもダメージを受けるわけでございます、ということを考えて、やはり

防災・減災というのは非常に大切だよねというのが、今回の白書の作成途中で議論としてございまして、今、お話しさせていただいた収入保険もそうですけれども、農業者みずからの備えというのも大切ですし、あるいは行政としても災害に遭わないような国土強靱化に取り組んでいきますということを強く書かせていただいたというところでございます。

食品関連業者への対応の分析が必要ということでございまして、今回、この特集の中で、北海道の胆振東部地震、いわゆる全道停電という、これまた予想していなかった事態が起こったときに、北海道のセイコーマートさんが、実はすぐく備えていて、早い段階での復旧というか、営業再開にこぎついているという事例を紹介させていただいております。

また、BCP、業務継続計画です。農水省のモニター調査の結果なのですが、災害時に備えというのが必要ですという、これは分析というよりも、事業者の皆さんへのメッセージということになるかと思うのですけれども、そのような記述もさせていただいているところでございます。

農産物輸出拡大の実態

続きまして第一章、食料の安定供給のほうにまいりま

して、トピックス1が輸出拡大でございます。私のほうからまとめてお答えさせていただきます。一兆円という目標を掲げているわけでございますので、どのように取り組んでいるかというところを書かせていただいております。生鮮の農産物の割合が少ないのではないかと、これは指摘があるかと思うのですが、現状としては、これは事実だと思います。かなりの部分を加工食品が占め、またその加工食品も、国産原料を使えばいいのでしょうか、けれども、輸入原料も多いのではないかと。この点は、原材料の国産比率に関するデータというのがしっかり把握できておりませんので、お答えはできませんし、多分、輸入原料を使って加工品がつけられて、輸出に回されていることも多いと思います。ただ、現状、そうではございますが、今、農水省だけではなくて、国全体として農産物の輸出に取り組んでおります。やはり世界のマーケットは広がっていく、国内のマーケットは残念ながら横ばい、もしくは縮小であろうという中で、外に出ていくしかない。そのときにどうするかということで今、取り組んでいる中でのお話でございますので、事実は事実としてあるかと思いますが、現状、そうですねというのが評価かなと思います。

あと、A FIVE、J F O O D O、G F Pについて、下から行きます。G F Pはまさに昨年度できたばかりで

ございました、これからというところでございます。あとJ F O O D Oも、プロモーション戦略ということで、それぞれ品目を設定しております。加工品中心との指摘もありましたけれども、プロモーション戦略の七テーマが和牛、水産物、日本茶、米粉、日本酒、日本ワイン、クラフトビールでございますので、そこはそういうものでございますというところです。A F I V Eについては昨今、マスコミを騒がせているところでございますけれども、別に意図的に今回、記述しなかったわけではありません。

分厚い白書になったわけ

さっき私、ちょっと申し上げましたが、結果的に、こんなに分厚い白書になってしまったのは、個人的に忸怩たる思いがありまして、多少いいわけをさせていただければ、最近、ペーパーレス化がどんどん進んでおります。実は審議会では、紙の形でお配りすることがなくて、全部今はタブレットでご審議いただいている状況です。正直な感想を申し上げますと、本になって納品されたときに、やってしまったと思いました。こんな分厚い本になってしまったというのがあって、来年は考えないとなと。

多少、脱線しまして、済みません。トピックス2のは

うにまいます。GAP取得の経済効果ということで質問を頂戴しております。これは資料もご用意させていただきますまして、担当も来ておりますので、お願いします。

GAPによる経営の見つめ直し

岡本課長補佐 生産局でGAPを担当しております岡本と申します。よろしくお願ひします。

秋山先生からご指摘のあったGAP認証の取得による差別効果、価格差のデータという話なのですが、なかなか難しいのが、GAP自体がある意味、当たり前のことをやる。例えば農薬をまくときにきっちり基準を守ってまく、ドリフトしないようにまくとか、あとは農作業で事故が起こらないようにまくとかです。そもそもGAPの本来の考え方からいえば、差別化が図られる状況ではないと思うのですけれども、ただ、GAPを取り組むに当たって自分の経営を見つめ直すというか、ある意味、これまで、例えば篤農家さんだったら、勘でやっていた部分があるのですが、全ての作業工程を文書化するというのも求められていまして、そこである意味、明らかになると。明らかになって、こういうところは無駄だったとか、いろいろな農薬とか資材を買うにも、例えばJAから買う場合にも一年に一回まとめて買うと、あれ、こんなに在庫をもっていたかとか、いろいろな気づ

きの点があると思うのです。

ちょっと古い資料で恐縮なのですが、農研機構の、平成二五年、GAP導入による経営改善効果アンケート調査結果で、これも、やはりGAPを導入して、自分の経営を見つめ直して、こういうところは無駄だったとか、こういうところを改善しなければいけないとか、特に雇用されている経営体だったら、雇用している人に責任をもたせて、こういう目的でやるということを意識づけするという部分があって、そういう意味では自主性の向上みたいなのがあるのですけれども、ただGAPに取り組んだだけだと、多分何も生まれませんと思います。GAPに取り組んで、自分の経営を見つめ直して、どういった部分を改善していくかというのがないと、いろいろな差別化効果というのはないと思っております。

あとは、消費者認知度5%という話があるのですが、我々、アプローチというのはいろいろしているのですけれども、フードチェーンで考えると、川上から川下、最終的な消費者に評価してもらえればと考えておりますが、まだそこまでは、実際はなかなか行っていない部分です。ある意味、草の根活動みたいなのをやっていて、各県さんのアンテナショップにGAP認証農産物を仕入れてもらって、そこで売るとか、そういった草の根活動をしています。

あともう一つ、秋山先生からございました取得経費が高い、何らかの支援システムはないのかというお話なのですが、今、支援システムは、ざっくりいいますと、国から、「GAP拡大の推進」という名称で平成三〇年度から各都道府県に交付金という形で流して、認証取得費用の支援をしています。補助的には、実勢価格の二分の

自給率の低下と産出額増加の関係

井上企画官 食料安全保障室で食料自給率を担当しています井上と申します。よろしくお願いいたします。

「質問いただきました自給率の低下と産出額増加の関係ということですが、まず自給率の低下についてはご承知のとおり、米の消費の減少が引き続き——これは糖質ダイエットとかがはやっている部分もあるかと思いますが——続いている一方で、畜産物の消費、特に肉の消費が非常に伸びている。肉のほうは、国産で頑張つて生産はしても、結局餌の自給率を乗じますので、今、餌の自給率が二六％程度しかございませんので、それに引きずられて、どうしても下がってしまうというのが現状でございます。

ただ、自給率の生産額の分子のほうでみますと、産出額と若干動きが異なるのですが、基本的には同じように増加傾向にあります。足もと二九年度は二八年度に比べ、て数百億減少しましたけれども、自給率の対象品目の力

バレッジは農林漁業ですし、片や農業産出額ではたばことかお茶とか、自給率でカウントしていかないものが入っているの、そのカバレッジの違いがあるということと、それから、ややテクニカルなのですが、生産額自給率の単価のほうも随時見直しをかけており、産出額統計のほうは、当然統計なので、細かくデータを地方ごとの現場から集めているのですが、自給率のほうは需給表の数量、トン数に代表的な全国ベースの価格を掛けるもので、加工統計ではあるのですが、推計に近いものになっています。

そこで、例えば生産額自給率のいも類について、今までは生食用の単価を掛けていたものを、ポテトチップとか芋けんぴなどの加工用の単価もとってやることで、それを掛けた結果、当然、加工用の単価は低いですから生産額は下がります。そういう技術的な問題もあって、若干違う動きはするのですが、産出額の上昇については、ご承知のように米価が割と好調に推移しており、米の産出額が上昇しているということもありますが、質的には、例えば肉の中でも和牛の生産が伸びていたりとか、果物ですとシャインマスカットとか、これは白書にも記載されていますけれども、そういった、割と付加価値の高い品目で伸びているということもあります。したがって単に不作になって需給がタイトになったから、価格が

上昇しているだけではないかとおっしゃる方もいるのですが、そういう面も多少はあるのですが、基本的には品質面で改善したりとか、野菜で加工需要に対応してミスマッチを解消していったとか、そういった品質面の取り組みというのも、産出額の増加に反映されているということでございます。カロリーについては、どうしてもカロリーの大きい米の消費減少や、輸入飼料に多く依存する畜産物に引っ張られて微減しておりますが、産出額のほうは野菜や畜産物など必ずしもカロリーが高くなっても金額に大きく影響するものが伸びていくということになるうかと考えております。

いろいろな野菜、果実、生乳とか、品目ごとの分析というの、実は食料自給率の節で書いてあるのはあくまでも概観でございますので、品目別については別の章で詳しく書いているのですが、例えば野菜でいうと、一八八ページをみていただきますと、生産量が2―5―5の図で横ばいで推移していることが示され、右側、一八九ページの記述で、二行目に「他方で、天候不順や災害等による生育不良から一時的に国産野菜の不足が生じ」とありますが、ご承知のように今まで産地リレーで安定的に供給できていたものが、災害が多発して、産地リレーが途切れてしまうような状況というのも出てきていて、そういうことに対しては、我々としても非常に危機感を

もっておりますので、広域的な供給体制を構築するか、そういった取り組みが今後、必要になってくると考えています。また、例えば、豚ですと流行性の下痢がはやって、生産が減少してしまったとか、牛ですと口蹄疫の影響を受けたなど品目ごとに事情は異なるのですが、やはり農地面積の減少は危惧されているところですので、生産基盤の体質の強化が重要という認識で記載させていただいているということです。

「飼料自給率を反映しない自給率」を何故入れたか

それから、新しい参考値、飼料自給率を反映しない自給率を今回お示しした背景については、かつてから、例えば国産の和牛を食べたら、何で自給率が下がるのだと、おかしい数字だねという方はいらっしゃいました。

これは飼料自給率が二六%なので、それを畜産物の自給率に掛けると、総合自給率の三八%を下げる方向に働いてしまうわけです。結局、国内の畜産生産者が畜産の本業を幾ら頑張っても、自給飼料をつくらないと、全く指標に反映されないというのはいかがなものかという声もありまして、自給率目標としては引き続き、これまでの自給率を使っていくのですけれども、今回、参考値として、こういう指標も設けさせていただきました。

それから、不測時の輸入食料減少を飼料米で補うという指標については、飼料用米の水田はほかの飼料作物とは違い、すぐに主食米の生産に転用できるので、食料安全保障上の機能がございます。畜種ごとに飼料効率は違いますが、変わってきますけれども、餌として計算すると自給率への寄与は、食用と比べて六分の一ぐらいになっってしまうのですが、それを仮に食用で計算すると、このように一%上昇しますということでお示しさせていただきました。このような様々な参考値をお示しすることで、多角的・複眼的に自給率をみていただきたいというのが意図でございます。

以上です。

伊佐情報分析室長 ここは多少、ご議論があるかもしれませんが、まず一通りコメントを先に述べさせていただきます。

次の食料需給と食料安全保障の関係です。この部分は、正直いうと、結構おっかなびっくり書いたところもあるのです。例えば九二ページのコラム、FAOのものか、一三一ページのSDGsの掲載はよかったといっていたいてありがとうございます。あるいはSDGsはもうちょっと書いたほうがいいかなとか、議論があったのですけれども、結果的には、今回の記述となりました。

淡々と国際交渉の結果だけを示す

国際交渉の関係は、これも実は正直なところ、どこまで書くかというのはあったのです。発効の直後に白書がまとまりますので、TPPや日EU・EPAの影響に言及するのは無理という中では、もう淡々と交渉結果だけを示させていただいたというところでございます。万全の国内対策は言い過ぎというご指摘ですが、政府としては、やはりこれはいわないと、また当然、今後の動向というのはウォッチしていく必要があるかと思うのですけれども、最善の策はとっておりますというのは、白書の記述としては必要だと思います。

続きまして、食料消費と食育について、ここは、実は概要でも余り詳しく説明していかないものですから、スルーされているところもあるのですが、ことし、世代というものに着目して、つくらせていただきました。

阿部調査官 白書室の阿部と申します。食料消費の分析で何をしようかと、実は何年か前から、世代構成の変化によって、どんな影響があるのかというのは興味をもっていたところです。

先生おっしゃるように、若年層の低価格化、あと高齢者世帯というのは意外と高いものを食べていますよ、それから、独身世帯はまた別の独特の動きがあるのだとい

うことをお示しして、ちょっと生煮えではないかという印象をもたれているかもしれないけれども、我々が白書に書く内容としては、そこが精いっぱいなのではないかと。特に所得階層別の分析というのも、データとしてはありますので、やろうと思えばできるのです。ただ、それは、農業白書の仕事ではないのではないかと判断です。

伊佐情報分析室長 食料消費に関しましては、昨年はネットやECという切り口で書きましたが、ことしは正攻法というか、家計調査年報をもとにやらせていただきました。

次の食品産業のほうに行かせていただきたいのですが、これは担当が来ておりますので、コメントを補足してもらいたいと思います。食品産業に関して、特に産業連関表のお話がございます。これも正直なところ、白書にいつまでも昔のデータを載せるべきではないのですが、ちょっとデータの整理が間に合っていないということなので、ことしはこのようなまとめ方にさせていただきます。あとは、卸売市場法の改正という、まさにトピックス的な話がありましたので、その辺のまとめをしております。

補足はございますか。よろしいですか。では先に進めさせていただきます。

スマート農業について、いろいろ出てまいりました。コメント、ございますか。

今西課長補佐 大臣官房政策課技術政策室でスマート農業を担当しています今西と申します。よろしくお願いいたします。

労働力不足が深刻化する中でのスマート農業技術

白書の特集の二、二六ページからがスマート農業を取り扱っている部分でございます。冒頭で既にご案内のとおり、我が国、人口減少社会を迎えて、農業者の急激な減少による労働力不足が深刻化していると、このような課題がある中で、スマート農業技術というのが期待されているところでございます。ご指摘にありますように、受け入れ条件、それから普及の可能性など吟味することが必要だということは承知しております。ただし、冒頭伊佐室長からも申し上げましたとおり、これまでだった方向性が出てきたところである程度、詳しく書かせてもらうということだったのですけれども、スマート農業は現場の実装というのが本格的に今年から始まったというところもあり、まずは事例を知ってもらうということを中心に、白書のほうで今回、取り上げさせていただいたというところでございます。

ご指摘のとおり、日本の農業は四季が明瞭で、地域ご

とにさまざまな自然環境、営農条件が存在している。多種多様な、例えば平場、中山間も存在するということから、スマート農業を進めていく、現場実装していくには、それぞれの現場の状況、ニーズを踏まえながら推進を図っていくことが重要だということは承知しております。

一歩を踏み出すための支援

一方、こういった中、スマート農業を進めていこうとなったら、先進的な農業者が取り組みを進めているのはあるのですけれども、多くの農業者というのが、自分の経営にスマート農業機械を導入したら、どれぐらいの経営効果があるのかというのは、実際、データでみないと、なかなか一歩を踏み出せないというような状況にございます。我々もそういった状況を打破すべく、平成三〇年度の補正予算、それから令和元年度の当初予算でスマート農業実証プロジェクトというものを予算化してございまして、全国で今、六九地区採択して、実際に二年間、事業を動かしていった、スマート農業機械を導入したことによってこういった経営効果が得られるのかというようなデータを収集して、効果を皆様にお示しできればということ、今現在、取り組んでいるところでございます。

それから二つ目のご指摘ですけれども、大型機械、施

設化、自然災害多発とか、こういったリスクへの対応はということですが、昨年自然災害が多い中で、かなり省内でも議論がございました。白書の二〇ページのところで、防災・減災、国土強靱化というところで取り上げていただいています、例えば畜産関連施設とかハウスの施設、やはり非常用電源が装備されていなかったというところで、この三年間で重要インフラの点検とあわせて、非常用電源の導入とか、そういったこともできるような対策を講じるとともに、地域でも万が一の自然災害に備えて計画をつくっていた、準備をしていた、というような取り組みも進めているところでございます。

また国の補助金を使って施設を建てたり、農業機械を導入したりする場合は、保険とセットで自分の経営に導入してくださいというような働きかけを、仕組みとして、補助金のところでルール化しているところでございます。

それから、三つ目の匠の技の形式知が重要ということ、まさに我々もそういう認識でありまして、スマート農業といわれると、一般的にコスト削減とか経営効率というような観点が強いと思うのですけれども、今まで熟練農家の勘とか経験とか、暗黙のものを形式知化することによって、人材育成にも活用できるというのは、我々

も強く意識していますので、人材育成の分野とも連携して進められればというところで考えております。
以上でございます。

中間管理機構についての問題

伊佐情報分析室長 大分時間も押しております。産出額、農業所得の話は先ほど自給率のところでコメントさせていただきましたので、飛ばしていただきまして、農業の構造改革のところで中間管理機構です。ここは冒頭申し上げましたとおり、多分、白書をつくっているとき、この中間管理の見直しが並行して走っている時期でございましたので、白書としての記述は、ことしはこの程度でというところなのですが、中間管理機構の担当も来ておりますので、もしコメントがあればお願いします。

続橋経営専門官 先生のほうから現状分析と地域別であったり、その課題というところがちょっと弱いのではないかとというようなご指摘をいただきましたが、基本的に、今の時点に直したとしても記述はこんなものだというように認識しております。現状分析といたしましては、これは書いているとおり、水田率が高いような東北とか北陸、そういったようなところだとある程度進んでいる。一方で中山間というのが進んでいないというところが現状分析でございます。そのために課題として、対

応ということを書いております、これは我々、国会でいっていますので、白書を今の現時点で書いたとしても、このようになります。

ただ、何がわかりにくいかといいますと、今回、国会の中でも我々、ご説明させていただきましたが、一番は話し合いをベースにやってみていかないといけない、それを、五年間やってきた中で一番の課題として痛感したところであると。一点目でそういったことを話していたり、三点目でいっているのですけれども、これはかなり平たく書いていますので、そういう意味では問題意識としてわかりにくい部分もあったのかなというのは、この程度の記述だとこうなってしまうところもありまして、一番の肝としては、今回の五年後見直しというものを通じて、バンクだけではなくて、農業委員であったり、JA、市町村、土地改良区、そういったところとしっかり連携をして、現場ベースで、人・農地プランというのをベースにして集積・集約を進めていくということが我々のスタンスということで、総合的にそのようには書いておりますが、その部分が少しわかりにくかったのかなというように考えております。

伊佐情報分析室長

新規就農・雇用問題についてでございます。新規就農者につきましては、先ほども言及がございました。青年就農給付金、これは大分年を重ねて

おります。また、公金を入れての育成です。いろいろな切り口でできないのかなとは思っておりますが、次の白書で何かやってみられないかというところでございます。

外国人労働者のほうは、まさにこの四月からということとでございます。三〇年度の白書としては制度のご紹介にとどめております。三〇年度に特区で外国人労働者を認めるといってお話がありましたので、その辺を切っていくという手もあったのかもしれませんが、四月からの、この動きのほうが大きかったですから、今回はこのような記述としているところでございます。

収入保険は、先ほどもちょっとコメントがありましたけれども、よろしいですか。

松澤課長補佐

先生のほうからは、収入保険の加入実績とか、そういった紹介がないというご指摘でございますけれども、収入保険は、ことしの一月から運用を始めているところでございます。第一期の保険募集もまだことしの一月まで続いておりますので、実績と申しまして途中経過的なものしかないというところもございましたので、こういう状況でございます。

飼料用米と備蓄米

伊佐情報分析室長

続きまして、大きな、米のお話で

す。これは統括官のほうからコメントをしていただいてよろしいですか。

井上課長補佐 穀物課の井上と申します。よろしくお願います。

飼料用米、備蓄米から主食用米に一・六万ヘクタールが移ったのではないかという指摘についてでございます。関係するデータからご紹介させていただきますと、平成二九年産の備蓄用米が三・五万ヘクタールで、これが平成三〇年産二・二万ヘクタールになったということで、一・三万ヘクタール減少。飼料用米につきましては、同じく九・二万ヘクタールから八万ヘクタールで一・二万ヘクタール減少ということで、まさにご指摘のとおりかなと考えているところです。

地域ごとにみた場合、備蓄用米に関しては、秋田、新潟、岩手、青森といった減少面積が大きい四つの県が減少全体の七割を占めているといった状況でございます。飼料用米に関しましても、新潟、青森、栃木といった県が減少しているという状況になっております。

白書でも記述がございますけれども、この理由として、主食用米の相対価格が堅調に推移しているとか、実需から、しっかりつくってほしいというような声が生産サイドに様々伝わっているとかといったことが挙げられ、こういった生産動向になっているのかなと感じてい

るところでございます。

一方で、令和元年産でございますけれども、備蓄用米に関しましては、運用の改善を図りまして、私どもとしてもしっかり推進をしてきたところでございます。現時点で令和元年産の、政府備蓄米の落札につきましては、全体で一八万トンになっております。当初の買い入れ予定数量を二一万トンに設定しておりますので、落札率については八六%というところまで来ています。

また、飼料用米に関しましては、主な支援施策として水田活用の直接支払い交付金は、元年予算において、戦略作物助成などの基本的な支援のスキームや支援単価につきましては維持するとともに、高収益作物の拡大に対する支援とか、さらなる主食用米からの転換を支援する、いわゆる深掘り支援というものを新たに予算計上しまして、水田フル活用をしっかりと取り組んでほしいというところで支援を行っているところです。

加えて、飼料用米多収日本一コンテストといった取組を行い、コンテスト参加者の方々への成績のフィードバック等を通じまして、多収化の意欲を全国的に醸成していこうとしているところでございます。

さらに、飼料用米を使って畜産物を高付加価値化していき、売っていくというような取組が徐々に浸透しているという状況もございます。今後も消費者の方々からの

支持を踏まえまして、飼料用米の利活用は着実に進んでいくものではないかと期待しているところでございます。

以上でございます。

家庭用と業務用の米マーケットの違い、産地の動向

佐久間課長補佐 農産企画課の佐久間と申します。

二番目の、家庭用と業務用のマーケットの違いで、産地それぞれの動きがどうなっているかというご指摘がございました。先生、ご指摘のとおり、家庭用の需要の主産県ということで、新潟と秋田で一万ヘクタールぐらいいふえています。全体で一万六、〇〇〇ヘクタールの増加ですから、新潟、秋田だけで一万ヘクタール。一方で、業務用の主産地というのは、まさに東北、福島とか、北関東の栃木とかということで、福島、栃木の増加面積を足し算すると、大体二、四〇〇ヘクタールということなので、実は家庭用の新潟、秋田の増加も大きいのですけれども、業務用の福島、栃木といったところも増加が大きいということで、白書にも触れているとおり、業務用の需要はすごく底がたくて、家庭用のほうがむしろ減少しているというように我々、みています。でも、単純に、家庭用の需要をマーケットにしている産地は減らしてく

ださいとか、業務用をマーケットにしている産地はふやしてもいいですみたいなことではなくて、やはり米政策改革の趣旨は、それぞれの産地が主体的に、みずからニーズを把握していただいて、家庭用で売るか、業務用で売るかというの、別に新潟、秋田でも業務用の取り組みもふえてきていますので、それぞれの産地が主体的にそこを判断していただくというのが米政策改革の趣旨だというように思っております。

したがって、我々としては、やはり各産地が自分のつくるお米に対する品質、価格が、どういったニーズがあるかというのをよく把握していただいて、主体的に実需者と事前契約を交わしていただいて、固い需要の根拠に基づく生産をしてくださというお願いをしているというところでございます。

その事前契約についても、我々、調査をさせていただいておりまして、二九年産、三〇年産と順次伸びております。三〇年産では、今のところ、大体一四六万トンというところで、二九年産で一三七万トンということでした。こういった形で各産地でも事前契約の数量は伸びてきておりますので、家庭用だからつくるのをやめて、業務用をつくらうという単純なことではなく、各産地で主体的にニーズを把握していただいて、米政策改革の趣旨に合った生産、販売をしていただきたいと考えて

いるところでございます。

以上でございます。

伊佐情報分析室長

冒頭に申し上げましたとおり、農福連携を特集ということでもっていらっしゃいますが、従来ですと、三章の中の一節との位置づけでした。よくよくみてみると、農福連携は、経営問題、労働力の問題、地域の活性化など、農業・農村の未来を考える一つの切り口なのだろうなというのを改めて感じたと話でございます。

もう一つ、今回、二〇一五年のセンサスの、いわゆる地域データと国勢調査の突合集計がようやく出てきました。これを用いた農業地域類型区分別のデータなども、ご紹介させていただいております。

あと、この三章、今回たまたまページ数がふえました、結構毎年苦労しているところでございます。ことし、では次につながる記述になったのかというところ、いろいろのご意見があるかと思うのですけれども、そこは試行錯誤的に、三章は書かせていただいております。先ほど多面的機能という言葉が出てまいりました。毎年、多面的機能のおなじみの絵があるのですけれども、いつまでもこの絵を出していてもいいところで、その分、ほかのことを細々と書かせていただいたというのが三章のポイントでございます。

我々の回答で時間を費やしてしまいましたが、次に進めていただいてよろしいかと思います。

服部

秋山さんのコメントに対してお答えいただき、ありがとうございます。秋山さん、何かありますか。

秋山

いえ。

Ⅲ 委員からの質問と農水省の答え

服部

それでは、次に委員の方々から、一人一人、質問を出していただいております。それについてもお手元に行っていると思います。二問出している方もいるのですが、一問に絞ってもらって、委員の方から、白書についての質問事項を提起していただいて、それに対してお答えを頂戴したいと思います。

まず最初の加瀬さん、今日は欠席ですが質問を出してもらっていますので私の方で読み上げます。

特集二の「現場への実装が進むスマート農業」は新技術の開発・実用化によって従来できなかったことができるようになり、経営発展の可能性が開かれることを実現にもついで紹介しており、希望が持てる内容となっていて貴重である。ただし、こうした技術の「普及の加速化に向けた取組」（三六ページ）を急ぐべしとする白書の姿勢は、新規技術の価格、生産物価格の変化、他経営体への影響等を考慮に入れないと、コスト高の農業をも

たらし、農業部門の付加価値を情報産業部門に移転させるだけに終わりがねない。こうした点について、普及がどの程度になれば導入費用が低下し、生産費が逓減するといったシミュレーションを行っておられるのでしょうか。

それでは、お答え願います。

今西課長補佐

特集二のスマート農業のところですが、先ほどスマート農業の部分でお答えさせていただいたとおり、本来であれば、スマート農業技術を導入したときに、こういったコストがどれぐらい上がって、逆に労働力が下がって、どれぐらいコストが下がるとか、そういった効果を考えながら、示しながら、こういった白書で紹介すべきだとは思うのですけれども、まだスマート農業の実装というのが始まったばかりでして、そういった効果をお示しできるように、去年の補正予算、ことしの当初予算を活用して、スマート農業実証プロジェクトという事業を使って、これから二年で経営効果をお示しすることによって進めていますので、ご理解いただければと思います。

服部

わかりました。今現在、進めているということですね。

では、次の矢坂さんの質問、お願いします。

食品認証制度…トレーサビリティの確保が不可欠

矢坂 東京大学の矢坂でございます。

食品認証・認定制度について予めコメントしております。農産物・食品を欧米などに輸出する際には、原料生産地や加工・流通経路の記録にとどまらず、適正に生産・加工されていることの証明など、さまざまな記録や認証が求められます。欧州などの食品市場では多様な認証制度が発達しており、日本からの輸出食品にも同様の認証取得が必要とされるわけです。輸出振興が農政の一つの柱とされており、白書も食品認証制度をトピックスの一つに取り上げたのではないかと推察しています。

もっとも日本ではまだ農産物・食品を認証するシステムが普及していません。食品認証への消費者の信頼性があり高いくないといっているのかもしれない。「顔の見える関係」をはじめとして、情緒的に訴える手法での食品情報に理解を示す消費者は比較的多いのですが、「認定」や「認証」によって信頼性が担保される認証制度への信頼性はなかなか高まりません。認証を申請する食品事業者に対して、第三者機関が認証に求められる要求事項を満たしているかどうかを審査し、さらにその認証機関の活動を国際規格にもとづいて設置された認定機関が認定審査を行うという認証システムよりは、生産者や製

造メーカーへの直接的な信頼関係が重視されるのでしよう。

ただし、農産物・食品輸出を振興しようとすれば、輸出先の状況に合わせる必要があります。またオリンピック・パラリンピック関係者への食材提供の際に、HACCPやGAP認証の取得が要件とされるように、日本国内での食品認証の普及が欠かせなくなってきました。

白書は日本にはさまざまな食品認証制度があることを紹介していますが、たんなる認証制度のロゴマークや名称の紹介だけでは、国民にわかりやすく説明するという役割を果たせないのではないかと思います。認証システムが信頼性を担保する仕組みや国際規格との関係などについても説明していただくべきでした。とくに食品認証は食品表示とリンクしていることが多く、表示の信頼性を担保するためにはトレーサビリティが確保されていなければなりません。また大手事業者の認証要件に比べて中小・零細事業者の認証要件を簡略化するという弾力化のあり方も問題になっています。日本では食品認証というただロゴマークのイメージにとどまっていることも多く、せっかくトピックスとして取り上げるのであれば、実質的な解説や説明が必要だったように思います。

いま一つは、代表的な食品認証制度でもあるJAS制度についてです。白書が紹介しているように、JASに

も非常に多様な認証規格が含まれるようになっており、ほとんど認知されていない休眠状態と言ってよいJAS

認証もあります。JASは食品市場のニーズの変化に応じて新たな認証制度を組み込んできており、きわめて複雑で錯綜した体系になっています。有機農産物や地鶏のような農法や品種などが異なるこだわった食品、生産過程の情報が公表されている食品など、そのときどきに注目された食品のあり方を認証するためにJAS制度は拡張されてきました。その結果、消費者、さらには食品事業者や行政もJAS制度を理解している人は少ないようです。JAS制度が認証しようとする食品にどのような特徴があるのかさっぱりわからなくなっているのです。

新たな食品市場のニーズを踏まえて、さらに新しいJAS認証が付け加えられたとしても、そのインパクトは非常に弱く、普及する見通しが立たないという状況になっていると思います。白書でJASマークの統合を紹介していますが、錯綜したJAS制度の問題の一端を示しているといえます。食品認証制度の体系性を整理して、食品に関わる情報を消費者にどのように伝えていくかを、白書で改めて正面から取り上げてほしいと思います。

以上です。

阿部調査官

ここの記述を担当したのですけれども、おっしゃるとおりで、食品認証制度、いろいろなものが

あって、恐らく先生方は知っていても、世の中の人はほとんど知らないどころか、ひょっとしたら、この建物に勤める職員でも、正確なところはよくわかっていない人が多いと思います。そういったこともあって、今回、まとめて、こういうのがあるのですよということを整理した上で、皆さんに知ってもらおうということで、トピックスとしてとりまとめました。

先生おっしゃるように、一つ一つの制度の深掘りというのが足りない部分はあると思います。そこは難しいところなのですけれども、わかりやすさと正確性を考えたときに、今回はちょっとわかりやすさに振って書いたつもりです。

服部 いいですか。どうもありがとうございました。それでは次に行きまして、友田さん、お願いします。

外国人労働者の導入状況と導入促進対策を詳しく

友田 日本大学の友田と申します。よろしくお願いいたします。

ここに二点挙げてございますけれども、一点ということですので、一二二ページと一五七ページについてお伺いしたいと思います。

一二二ページの外国人労働者の問題に行きますけれども、労働力不足である食品製造業等において、外国人労働者等の導入状況と導入促進対策がどのようになっているのかということが、ここに書いてあるだけではわかりにくかったかなと思います。そこら辺をもし補足していただけるのなら、していただきたいと思います。

それから、これは制度導入したばかりですので、白書に書き込むわけにはいかなかったかと思うのですけれども、特定技能の制度が始まっておりますので、もし現時点で試験の実績でありますとか、合格者数を把握しておられるようでしたら、教えていただければと思います。

それから、前半の第一部、動向のほうでは外国人労働者のことがいろいろ触れられてはいるのですけれども、第二部の施策のほうでは全く出てこないのです。これがどういう理由によるのかということをちょっと教えていただければと思います。

伊佐情報分析室長

外国人労働力問題についてということでございます。まず食料品製造業における外国人労働の状況ということで、これは平成三〇年のデータでございますけれども、全体の飲食品製造業分野の就業者とというのが一四〇万人いるというデータになってございます。そのうち外国人労働者が一万九、〇〇〇人。その内訳を申し上げますと、技能実習で四万六、〇〇〇人、いわゆる身分による在留資格、専門職というか、そういう位置づけになろうかと思うのですが、これが四万二、

〇〇〇人。俗に留学生とかの方が二万八、〇〇〇人と、そのような数字を承知しております。

また、何度も申し上げるように、この制度、始まったばかりということでございますので、現段階では、特定技能外国人の受け入れ実績というのは承知しております。ただ、今後拡大していくのではなからうかというのは想像にかたくないところでございます。技能測定試験は、本年の一〇月以降に国内外で一〇回程度実施するというように聞いております。

あと、施策のほうに、この外国人労働者に関する記述がないのはなぜかというのは、ここに関しては、あえて書かなかったわけでもないですし、そんなに深い意味はございません。

阿部調査官 しいていえば、農水省の施策でないもので、書き込まなかったというのがあります。

服部 もう一つありますよね。

友田 上のほうですか。一点目もよろしければ。一〇四、一〇五ページあたりです。平成二五年から三〇年にかけては六〇歳以上単身世帯割合がそれほど大きく増加していない割に、外食費が大きく減っていますので、外食費が減った理由として、高齢化以外の何かがありそうだと思うのですが。

阿部調査官 単身世帯の割合の増加以上というお話

だと思っておりますけれども、その理由を数字として出せるものがないもので、右側のページに文言でアンケートの結果をお示ししています。要は、今まで外食でしか食べられなかったようなものが調理食品としても食べられると。中華料理屋に行ってホイコーロを食べなくても、市販の合わせ調味料を使っても十分おいしいという、そういう流れもあるのかもしれないということを少しにおわしています。

友田 ありがとうございます。

価格上昇による総産出額の増を肯定的にとらえるか

服部 それでは、次へ行きまして、作山さん、お願いします。

作山 明治大学の作山でございます。私の質問は三八ページの図表2-1-1-1に関してです。農業総産出額の動向に関して、総産出額は三年連続で増加をしているのですが、生産量はほとんどの品目で減少しているはずなので、総産出額の増加は単価の上昇に由来すると考えられます。こうした動きは、国内農業の供給不足による価格上昇を示唆しておりまして、総産出額の増加を肯定的に捉えるべきではないのかという見方がありますが、見解はいかがでしょうかということです。先は

ど井上さんのご説明もありましたので、追加があればということ、ここに書かなかったもう一点としては、価格が上がっているということは、輸出がしづらくなるという効果もありますよね。だから、ほかの政策との整合性を考えると、手放して喜べることはかりではないのかなという気がしたので、質問をさせていただきます。

阿部調査官 農水省の見解を代表して答えられる立場にはないのですが、白書でどう書いているかといいますと、一三八ページからの二章の一節では、農産産出額が近年増加しているということは、これはこれでポジティブに評価しています。他方、よくいわれる、そこは価格が上がっただけで生産基盤自体は弱体化しているのではないかという話につきましては二節で、農地面積は減っています、あるいは経営体の数も減っています、平均年齢は上がっていますと。そういった中でこういう取組を今、始めて、やっているところなのですということを二節で書いているというのが白書での記述になります。

それで、輸出の担当がきょう、呼んでいないもので、これも私から答えていいものか、ありますけれども、加工品なり、付加価値の高いものを輸出するというのは、これは正しい選択だと思うのです。原材料を輸出するのではなくて、国内で付加価値をつけて輸出する。また、

市場に付加価値の高い農産物をつくって輸出するという戦略自体は、農地面積が狭い日本では正しい選択だと思いますし、例えばオランダは、輸出大国といえますけれども、かなりの部分はEU諸国とか、あちこちから買ってきた原材料を用いてつくった加工品の輸出ということでしょうから、日本からの輸出が加工品が多くて、その原料が必ずしも国産でなくても、それはいいという話だと思えますし、もちろん原料が国産ならなおよいと、個人的には思っております。

何故、耕作放棄地について記述がないのか

服部 その次は私ですね。第二節の農業の構造改革の推進というところで、耕作放棄地についての記述がないのはなぜかという質問です。荒廃農地（二八・三万ヘクタール）についての記述はありますが、耕作放棄地（四二・三万ヘクタール）についての記述がない。耕作放棄地は農家の自己申告によるとはいえ、その状況と活用は日本農業の重要な課題の一つであると考えられますが、なぜ白書にその記述がないのでしょうかという質問です。

阿部調査官 これは、実は五年前に、現行の食料・農業・農村基本計画を策定した際に、同じような概念が二つ出てくるというのはややこしいということで、農家

が、ここは耕作放棄地だよといって出した面積ではなくて、農業委員会等が調査をした荒廃農地というものを、今後は統計としてみていこうという議論になりました。実際、現行の基本計画の中でも荒廃農地という言葉を使っている、耕作放棄地という言葉は使っておりません。ですので、白書もそれにならって今、書いているところです。

伊佐情報分析室長 構造分析をする際に、農業センサスのデータをいろいろいじる中では、耕作放棄地の概念というか、データの分析で出てくると思うのですけれども、単体ではもう使っていないという……。

阿部調査官 時々、外からの問い合わせもあります。例えば農業総生産と農業総産出額と、総がつかない産出額もあるけれども、何が違うのだとか、いろいろ、同じような概念なのではないのかと。その三つは明らかに違うので、使い分けていますけれども、なるべくややこしいものは使わないということではないかと思えます。発端は、私の記憶では前回の基本計画の議論からだったと思います。

服部 経緯はわかりました。わかりますが、ただ、どうも私が引かなかったのは、荒廃農地の面積と耕作放棄地の面積が、ほぼ同じなのだと思います。明らかに耕作放棄地、一四万ヘクタールぐらい多いですよ。というこ

とは、荒廃農地以外に、農家の自己申告だと一四万ヘクタールぐらいが耕作されていない土地として存在しているというわけでしょう。私は、これは見過ごせない数字だということです。本当に自給率を高める必要があるならば、こういうところこそ、耕作地に切りかえる必要があるのではないかという気がします。その点、どうなのだろうなという疑問は残るのです。

阿部調査官 耕作放棄地であろうが、荒廃農地であろうが、それを減らしていこうという取組は進めているわけですし、機構も、農業委員会も、人・農地プランの話し合いも含めてやっているわけですので、そこは統計的に数字の差があるというのはそのとおりですけれども……。

服部 だったら、それを載せてほしいです。数字が同じぐらいならいいのです。だけれども違うでしょう。一四万ヘクタールをどう使うか、それを耕地として使うかどうかというのは大事だと思うのです。これは私の要望です。

次に行かせてもらいます。次は安藤先生。

担い手への集積率を八割にする目標は無理ではないか

安藤 二つあるのですけれども、一つだけにしましょうか。

服部 いや、二つともどうぞ。

安藤 私の質問は長いので、詳細は提出した文章を読んでもいただければと思います。最初は中間管理機構の記述についての評価、コメントになります。私からすると、今年度の白書はこの問題をよく分析していただいたのではないかと思っております。また、ここに記されている分析の感触も正しいのではないかと評価しています。ただし、この分析結果に基づけば、最近の集積率の伸び悩み、地域別の集積状況で遅れをとっている地域の担い手の存在状況から考えると、担い手への集積率を八割にするという目標は、図表2―2―4と図表2―2―3を、さらに図表2―2―5も含めて冷静に考えれば、無理なものではないかと思う次第です。この数字をもう少し現実的な数字に引き下げてはどうなのでしょうかというのが、私からのコメントとなります。

続橋経営専門官 農地の担当でございます、農地政策課の続橋と申します。

まず数字の伸び率からしていくと、今のままでは八割達成することが難しいということがありましたので、今回、五年後見直しということで、もっとしっかりと集積・集約化を進めていくということで、いろいろな関係者が集まって決起集会みたいなものも開いたところでございます。冷静にというようにおっしゃいましたけれど

も、我々としては、まず八割ということをしっかり達成するということが現在のスタンスでございますので、今時点で、それをどうこう見直すということは考えておりません。

安藤 経済学に潜在成長率という概念があります。いくら金利を下げても、経済成長率や物価上昇率は上昇しないのは日本経済の潜在成長率がその程度であると認識すべきではないか、いったいどこをみているのだ、といったことを日本銀行の元の理事の早川英男さんが書いていましたが、『金融政策の「誤解」――壮大な実験』の成果と限界』慶応義塾大学出版会)、やはり農地集積についても潜在成長率のようなものが存在していると思っています。例えば認定農業者制度でも、農業経営改善計画で経営規模の現状と目標の数字を把握しているはずですので、その目標の値を合計すれば、規模拡大してもこれくらいまでしか行かないということが分かるはずですが、認定農業者に限定はされる数字ではありませんが、集積を進めていってもこれくらいというのがみえるはずなのです。その数字を超えることはあり得ないのです。そういう作業をされてはどうでしょうかというのが私からの提案となります。

続橋経営専門官 まさしく、その部分が人・農地・ブルランの実質化というところで、地域でどれぐらい、これ



依田 學 課長

からリタイヤする人がいて、担い手がいてというところがあると思いますので、そういったところである程度みえてくるところもあるのかなというところと、あと、繰り返しになりますけれども、そういった分析は分析で並行で行いつつ、運動論的なところというのが八割にございますので、両方をしっかりと進めていきたいと考えております。

安藤 人・農地プランの場合、農地の貸し手をどう掘り起こすかという視点からの話になるかと思いますが、受け手のほうに力がないというのが中山間地域の状況です。ですから、その担い手がどれだけ農地を借り受ける能力があるかを、提出された農業経営改善計画に記されている目標面積を積み上げれば、上限がみえてくるのではないのでしょうかという、そういう提案です。そうしたかたちで一度精査されてみると、いろいろなことが分かってくるのではないのでしょうか。

依田経営政策課長 そのよ

うな問題意識を持っておりま
す。次期基本計画の中で新た
な構造展望を恐らくこの秋口
にお示していくのだと思い
ますけれども、人口減少の中
で農地をどういう主体が引き

受けていくのかという観点から、果たして経営改善計画に基づき収益向上を目指す農業経営体がどこまで引き受けられるのかということも含め、先生のご指摘も踏まえて検討していきたいと思っています。

総世帯数一〇戸以下の小規模集落についての 具体的な把握が必要

安藤 それでは次の点に移ります。第三章の二二四ページから二二七ページになります。この分析は、よくここまで分析したものを白書に載せてくれたということで高く評価しています。「集落機能の維持には、最低限度の集落規模の維持が必要」であり、三戸を切ってそれが難しくなると「他の集落との共同保全活動を通して機能維持を図る」傾向がみられるので、地域資源維持管理の広域化という方向性を提起するという図表が掲載されています。このように進むといいと私も思うのですが、気になっているのは、これは完全に専門的過ぎて、学会誌のレフリーのようなコメントになってしましますが、集落の総戸数が一〇戸を切ると、集落活動の取り組み割合が大きく落ち込んでいくことは確かに事実ですが、そのことと、集落の総戸数が三戸を切ると他の集落との共同保全活動の取り組み割合が高まることとの間のリンクは本当にあるのかどうかについては、もう少し詰める

必要があると思っております。

例えば、総世帯数一〇戸以下の小規模な農業集落の調査個票を使って、一〇戸を切っても集落活動の実施が維持されている農業集落と、集落活動の実施はされなくなっているが、かわりに他集落との共同保全活動が実施されている農業集落、それから、両方ともない集落の三つに分けて再集計を行い、それぞれの類型にどういった特徴があるかを析出していただけるともよかったと思います。つまり、一〇戸を切った農業集落のうちどれぐらいが目指すべき方向（広域連携）に動いているのか。

その方向に動いている集落はどういった特徴があるのか。そこをしっかりと分析していただく必要があると思います。「個々の集落ではもたなくなってきたのでみんなでやりましょう」ということには自然にはならないわけで、そのための後押しをするときに、何が必要かということが、この分析によって明らかになると思うのです。そこを単なるイコールでつないでしまうと、そこで求められている政策を出すことはできません。そうした分析をしてもらえると、さらに理解が深まったように思います。これは恐らく、農林水産政策研究所に依頼すれば、やっていただけるのではないかと思っています。

もう一点、指摘したいのは、小さな拠点への集約を進

めるということは、そこに戸数が集まるわけですから、そうになると、集落機能の維持には最低限度の集落規模の維持が必要ということと矛盾する可能性があるように思います。この疑問に答えるためにも、やはり、今お願いしたような分析をする必要があると思うのです。最低限度の集落規模（一〇戸）を切っても何とかなっている農業集落があるとすれば、そうした農業集落が存立していくための条件と、小さな拠点への集約というものは整合的な関係になりますし、一〇戸を切ってもやっていくためには何が必要かということがその分析から導き出せるはずです。そうした検討をもう少ししていただけると、具体的な政策として何が必要かということまで落とし込むことができるのではないだろうかと思っております。これは白書の議論でするよりも、むしろどこかの研究会でやるべき議論かもしれませんが、それだけ豊富で示唆的な内容を、白書のこの部分にはあるのではないかと読んだ次第です。

以上です。

伊佐情報分析室長

三章に関しましては、安藤先生からいっていただいたとおり、本当に議論を始めると、かなりの重いテーマだと思います。ただ、私、冒頭から申し上げているように、三章はもう少し充実させたいなという分野でもございまして、一つの言い方としては、セ

ンサスの地域データというのが、今までも余り深く整理されていないのではないかなど。それは何か理由があるのかもしれない。やっても、なかなかいい結果が出なかったのかもしれないし、また農業集落という単位が膨大でございますので、かなりの力作業になると思います。そういう中で、いい結論ありきでやってはいけないのでしょけれども、労力と結果との兼ね合いの中で、今までなかなか取り組まれていなかったのかもしれない。いずれにしても来年度の白書に向けてもまたいろいろ試行錯誤してみたいと考えております。ありがたいご助言ということで賜りたいと思います。

服部 よろしいですか。では、谷口さん。

国内需要が増えているのに、国内生産が対応できていないのは何なのか

谷口 私の質問は第一章の食料の話で、一番いいたい眼目を最初にいってしまします。農業白書を含む農林水産省の基本的政策スタンスは、国内の状況についての認識は少子高齢化で、国内消費需要の伸びは停滞的ないし減少傾向だから、海外にある増大する需要を目標していくしかないだろう、したがって輸出だと。輸出することによって国内生産が増大し、自給率は上がりますよというロジックだと思うのです。しかし、そうした認

識とは異なって、実は国内の需要がふえているという、予測と違う事態が発生しているとすれば、これは結構重要な問題なので、ちゃんと取り上げないといけないのではないかということです。

特に畜産物はこの五年ぐらい需要が増加している。それ以前に一人当たり消費量がピークを迎えていました。牛肉にしても牛乳・乳製品にしても二〇〇〇年ごろにはとんどピークだといわれていましたが、近年は明らかにそれまでとは違う動きが出てきています。私は所得水準の変化にともなって、消費内容の潮目がちょっと変わっているのではないかという認識をもっています。だとすると、国内の需要がふえているのに、その需要に十分対応できていないというのは一体何なのかというように問題を建て直さなければいけないのではないかと思っています。ということです。

国内の需要が、畜産物は大局的にはふえているという局面にある。それに対して国内生産をみると結構ジグザグで、全部が均等にふえているとはいえない。では、なぜその明暗が生まれているのか、その中身をもうちょっと検討する必要があるのではないか。にもかかわらず、全体としては品目別自給率が下がってしまっている。国内生産がふえながら自給率が下がるというのは、近年はそれほど経験していることではないので、これは大きい

問題なのではないかということです。

白書の八二ページの下、真ん中のところを見ると、自給率は横ばいと書いてある。「肉類等で需要に応じて国内生産が堅調に推移している」という書き方なのです。

堅調に推移というのは、いいほうへ行っていますという話ですよ。それで、下のほうに同じように、去年とことしと二年間を比べてただけの話ですけれども、「畜産物の需要増への対応として国産品とともに輸入品も増加した」と、国産品はふえていますという記述になっているのです。ところが、一九九ページのところを見ると、大局的には「豚肉、鶏肉、鶏卵の生産量は横ばいで推移」という、余り積極的な評価をしていないのです。堅調というのと横ばいというのは雰囲気が違うので、同じ白書で、どこを強調しているのかということについていうと、担当が違っているということもありますから、わかる面もあるのですけれども、消費者、あるいは普通の人は、トータルで農水省は何を考えているのだということが聞きたくなる場所です。一体どこを強調するかというところについて、すれ違ってしまっているのではないかな。そういう点では、白書の担当部局の責任になるのかな。担当の課の間で調整して書くという書き方をこれからしていかなければいけないのではないかな。白書というのは、それぞれの課の業績発表会ではなく、その業績を

踏まえて、国民に対して、こういうことが大事だということを書いていくのが役割だとすると、そういう努力をもうちょっとしたほうがいいかなということでした。

井上企画官 済みません、自給率の担当から申し上げますと、堅調に推移しているというのは、時間の捉え方が、九〇年代後半ぐらいからの横ばいになっているのはなぜかという説明で申し上げている一方、後ろのほうの畜産の説明では、恐らく直近の足元の話かもしれない。

谷口 一九九ページの図表の2―5―25は、そういう趣旨で出ているのではないのですか。一年、二年の話ではないと思いますよ。もしそうだったら、もっと縦に長くして、動いているのがはっきりわかるように書いたほうがよくて、例えば、一三九から一五七にふえている鶏肉は横ばいだとはいえない数字ですよ。表現をもっと正確にしたほうがいいかなということなのです。

阿部調査官 いいわけするつもりはないのですけれども、一九九ページのところは、鶏肉は増加で、豚肉は横ばいという評価をしておりまして……。ですので、そんなに齟齬があるかなという……

谷口 そうすると、八二ページはどうなりますか。「近年、横ばい」というのは、もっと長く、ここ一〇年とか

二〇年ぐらいの間で横ばいになっているのは、「小麦、肉類等で需要に応じた国内生産が堅調に推移している」という、この表現はどのようなのですか。

阿部調査官 需要に応じた国内生産が堅調に推移していることが要因という、ここ五年間でしたか……

谷口 牛肉などは下がっていますよね。豚肉も、二〇〇八年まではそうでもなくて、牛肉が下がったのを受けて上がってきた。鶏肉はもっと後で二〇一三年から上がってきた。非常に微妙なずれがありながら、全体に上がってきた。ですから、余り細かな一個一個の品目の話よりも、トータルでみたときに畜産物の需要は徐々に、二〇〇八年から一三年ぐらいにかけて上がり出してきていると、そういう表現のほうがわかりやすいかなと、私は思っているのです。牛肉が減った分を、間違いなく豚肉が補う時期があって、その豚肉がふえていく次の段階で鶏肉が追い越していくという、よりカロリーが少なく、ヘルシーなもの、油が少ない、そういう需要構造の変化があるけれども、トータルではふえているのです。だから、品目別、重量ベースの自給率の話と、全部足した、肉類としての消費がどうなるかという話と分けて議論しなければいなくて、トータルで人は食べているので、豚肉だけ食べている人、鶏肉だけ食べている人がいて、どっちがふえたという話ではありません。そうする

と、もうちょっとダイナミックな表現ができると、国内の畜産の方向についての議論が整理されるのではないかという印象でした。

もうちょっとというと、中小家畜がふえているということとは、場合によって、飼料用米の効果が発揮しやすいことを意味しています。飼料用米の給与割合が豚肉だと一〇%、二〇%、三〇%程度ですが、鶏卵だと六〇%まで可能なので、畜産物の品目別自給率と飼料自給率が上がることによって、総合的な自給率が上がる余地が出てくるわけです。白書としてはそういうことを議論していただけとわかりやすいということです。

伊佐情報分析室長 はい、来年に向けて、また余り戦線を広げてはいけないのかもしれませんが、基本計画の議論がまさにことし、行われるわけでありまして、今の話は今後の農業のあり方の基本かと、ご提案、ご示唆かと思います。

今後の必要な労働力をどの程度に見込んでいるか

服部 よろしいですか。次は堀口先生ですが欠席なので、私の方で読みますのでお答え願います。

白書一五六ページの、平成二九年時点で約七万人雇用就農者が不足との根拠が、脚注の農業労働力支援協議会の考え方になっている。これについては、「当協議会の

推計では、農業生産基盤の維持を前提とした場合、雇用就農者は現時点で約七万人が不足しており、五年後には基幹的農業従事者が二〇万人程度減少すると見込まれる中、技術革新及び労働生産性の向上に努めるとしても、約一三万人の基幹的農業従事者及び雇用就農者が不足する結果」のみであり、内容が不明である。

今後の必要な労働力をどの程度に見込み、人材投資事業等、日本人の補給を含め、全体的な労働力供給のあり方を示してほしいものであると。要望ですね。

伊佐情報分析室長 ご指摘のとおり、今後一三万人程度の労働力不足が見込まれています。スマート農業の推進などを通じて生産性を向上させ、必要な労働者数の効率化を図ったり、国内人材確保策を今後も行ったりすることによって、日本人の労働力確保に努めた上で、さらに不足すると見込まれる人数を三万六、五〇〇人程度と試算し、それについては外国人材の確保が必要になると考え、農業分野の特定技能制度の運用方針で昨年末に整理しているということです。またその制度の詳細については、改めてお問い合わせいただく必要があるかもしれません。

中山間、特に山間農業地域の農村の姿をどう展望するのか

服部 ではその次、最後ですね。神山さん、お願いします。

神山 時間が過ぎてしまつて、一番最後ということなので、なるべく要点だけ申し上げたいと思います。

先ほど安藤さんの見解がありましたけれども、それと非常にダブっていると思っています。今年度の農業白書の一審評価すべき点というのは、農村振興の章で地域類型区分を導入されたこと。非常に久しぶりですね。センサス分析だけではなくて、日本の農業・農村の分析ツールとして、地域類型区分というのは非常に重要だと思います。そういう中で、安藤さんの指摘されたような問題もありますけれども、第三章の冒頭で非常にクリアに分析をされたこと。

日本の農村集落、このような危機的な状況にまで迫り込まれている。そういう中で、では、これからどのように中山間地域対策を含めてやっていくのかという、その点で集落規模に注目されているわけですけれども、現在の中山間地域対策では集落連携が行われているわけですが、その辺の分析もされたほうがいいのではないかと思います。

もう一つの点は、戦線の拡大といいますが、注文といえますか、要望です。地域類型区分というよりもセンサス分析そのものがそうですけれども、労多くして、成果は非常に小さいと。成果としては大きいのでしょうかけれども、膨大な作業が必要になるというので、やはり国なり、大きな研究機関が携わるべきだと思っています。そういう意味で、地域類型区分の分析が、例えば中間管理機構の実績が示されていますけれども、山間地域はそれほど実績がないのだよというのは、感覚ではわかるのですが、具体的な数字で農地の流動化がどうなっているのか、どういうところに、認定農業者なりに農地の賃貸が向かっているのかどうかということも、今後の課題として出してほしいなと思うのです。

全国一律で担い手に八割農地利用を集めるのだと。では、そのときに平地農業地域はどれくらいで、中山間はどれくらいでという、そういう姿がみえないのです。中山間、特に山間農業地域の農村の姿というのはどうなのか、それがみえないのです。

それで、農林センサスで自給的農家は外れて、そうならば、土地持ち非農家という分類の範疇もありますけれども、その数もセンサス結果の発表のときには出てきますが、農業白書の農村の分析のところでは出てこない。

もう何年も、実は白書には載っていない。そういうのが

ありまして、やはりもう少し分析を深めてほしい。それは、農村、農業集落の分析で使われた地域類型区分というのは非常に大きな重要なツールなので、それも農業構造、農地の流動化だとか、そういうところに応用していただきたいなど。ちょっと長くなってしまったので、要望として申し上げます。

あと、二〇一七年一月改訂の地域類型区分の定義というのはどのようなものなのか。用語の解説に載っているのですか。

阿部調査官 二九一ページです。

神山 これですね。一番下に書いてありますね。わかりました。ちゃんと読んでいなくて申しわけないです。

済みません、以上です。

伊佐情報分析室長 三章の部分は、くどくなりますけれども、何かおもしろいことができないかなと、やっているのですけれども、果たしていい結果が出るかどうかというのは、確約はできませんが、頑張ってみたいと思います。

神山 昔、条件不利地域対策の必要性を、ともかくいっていいこうではないかということで、八〇年代後半ぐらいから九〇年代ですか、非常に議論をしましたよね。そのときに類型区分というのは、農業構造にしろ、農村地域の姿にしろ、非常に鮮明な数字が出てきていましたの

で、やはりもう一回、そういうものを白書や何かでも使っていたきたいなということです。

伊佐情報分析室長 特に最近感じますのは、結局、市町村合併が進みましたので、いわゆる現行政区分でやるとわけがわからない数字なのです。とってはいけないのですけれども、これはどう解釈したらいいのかというのが、いろいろな場面で出てきます。では、どこまで細かくするかというのもまた悩ましいところではあるのですけれども、そこは白書担当として、いろいろ試行錯誤させていただきたいと思います。

服部 では、よろしいですか。

大分時間も過ぎましたので、きょうの白書の研究会はこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

—了—

水産研究成果報告

淡水魚類に取り込まれた放射性物質

～中禅寺湖での取り組み、今後に向けて～

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

中央水産研究所 沿岸・内水面研究センター

内水面漁場管理グループ

山本 祥一郎

はじめに

二〇一一年三月一日の東北地方太平洋沖地震発生後、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所から大量の放射性物質が大气・海洋中に放出された。大気中に放出された放射性物質は、日ごとの風向きによりさまざまな方向に拡散し、その後の降雨によって関東・東北地方に汚染をもたらした。大気中に放出された放射性物質の総量は、放射性ヨウ素換算値にして約九〇〇ペタベクレルと推定されており、その量はチェルノブイリ原子力発電所事故の約1/6に相当するという。放出量が多い核種は、セシウム一三三、ヨウ素一三一、セシウム一三四、セシウム一三七、ストロンチウム九〇などである。このうちキセノン一三三は希ガスであり、

生体内に留まることはない。また、ヨウ素一三一など半減期が短い核種は、事故八年以上が経過した現時点で検出されることはほとんどない。ストロンチウム九〇は半減期が長く、カルシウムに似た性質を持つために骨の成分として生体内に留まることがあるが、大気への放出量はセシウム一三四、セシウム一三七と比べてずっと少なく、検出されてもその濃度は低位である。現在、残存している核種で水産業上問題となっているのが放射性セシウム一三四と一三七である。

放射性セシウムは、水中では一価の陽イオンとして存在する。粘土鉱物と強く結合する性質をもつため、水底土から生物への移行は限定的と考えられている。生物の必須元素であるナトリウムやカリウムと同じくアルカリ金属の元素であり、生体内ではカリウムとほぼ同じ挙動

を示すため、一度に取り込まれると体内のすみずみに移行する。セシウム一三七の半減期は約三〇年と長く、今も一部の河川・湖沼に生息する魚類から食品衛生法の基準値（一〇〇ベクレル/kg-wet）を上回る放射性セシウムが検出されることがある。現在（令和元年五月時点）、河川・湖沼で出荷制限や採捕自粛が敷かれている地域は千葉県から岩手県に至り、魚種はイワナやヤマメなど山地溪流に生息するものから、ウナギ、フナなど河川の中下流域・湖沼に生息するもの全てを含め一四種のぼっている。

日本の中山間地域において、淡水魚類は遊漁や食糧資源としてはもちろんのこと、観光そして自然教育素材としても重要な役割を担っている。ふるさとの川や湖の魚を食べることができないという現実、そして漁業や遊漁が制限されることの、地域に与える社会的、経済的影響は計り知れない。

栃木県中禅寺湖での実験

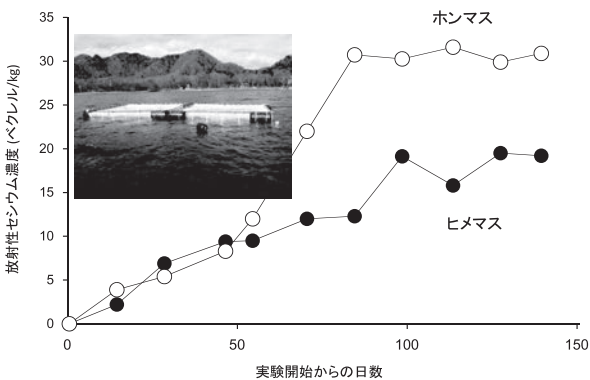
これまで我々が全く経験したことのない放射能研究であったが、現実起きた未曾有の事故に対して、まずは汚染の現状を科学的に理解すること、そして影響を正しく評価し、それらの研究データを復興に貢献させることが求められた。放射性セシウムの魚類への移行プロセス

を把握するということは、とりもなおさず生態系内における放射性物質の挙動を調べることである。しかしながら、生態系は非常に複雑なシステムであるため、まずは系をシンプルにした以下の野外実験を栃木県中禅寺湖にて実施した。

栃木県中禅寺湖は、都市圏に比較的近いこともあり毎年のべ一万人以上の釣り人が訪れる「マス釣りの聖地」とも呼ばれる湖である。福島原発事故発生から約一年後の二〇一二年二月、中禅寺湖のヒメマスから一九五・七ベクレル/kg-wet、ブラウントラウトから二八〇ベクレル/kg-wetの放射性セシウムが検出された。これにより栃木県から四月の遊漁解禁の延期が要請されることになる。二〇一二年五月にはキャッチアンドリリース制度が導入され遊漁が再開されるも、現時点（令和元年六月時点）で主要な釣り対象魚であるマス類（ヒメマスとワカサギを除く）から依然として高い濃度の放射性セシウムが検出され、これらの魚種については湖からの持ち出しが禁止されている。我々はまず、湖内に大型の網生け簀を設置し、そこに放射性物質を含まないヒメマス、ホンマスを投入し、定期的に回収することにより放射性セシウム濃度の推移を調べる実験を行った（図1）。結果は、我々が想像する以上に速やかに魚体内に放射性セシウムが取り込まれるというものであった。実験開始か

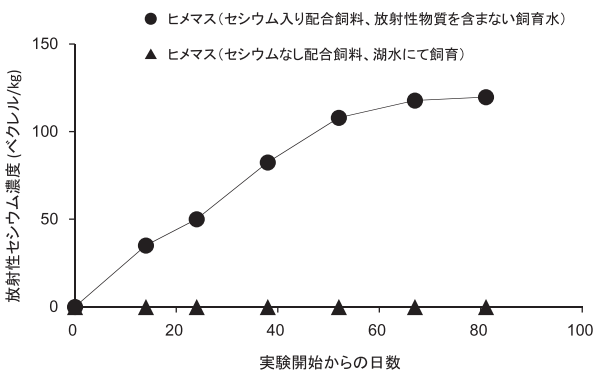
らわずに二週間で筋肉中から放射性セシウムが検出されるようになり、実験終了時（約一五〇日後）にはヒメマスからおよそ一九ベクレル/kg、ホンマスからおよそ三一ベクレル/kgの放射性セシウムが検出された。網生け簀内の魚には餌を与えていない。したがって、魚体から検出された放射性セシウムの移行経路として、環境水に含まれる放射性セシウムが鰓や体表から取り込まれる系

図1 中禅寺湖での網生け簀を用いた飼育実験の結果。写真は、実験に使用した網生け簀（Yamamoto et al. 2014を改変）。



と、魚が生け簀の網目より侵入した小さな生物（例えば動物プランクトン）を摂食し、消化管での消化作用によって吸収される系の二パターンが考えられた。そこで次に、餌や環境水の放射性物質濃度をコントロールしてヒメマスに飼育する実験を行った（図2）。まず、中禅寺湖の湖水からプランクトンや懸濁物などを濾過した水を用いてヒメマスに飼育した。この時点で中禅

図2 餌・環境水の放射性セシウム濃度をコントロールした飼育実験の結果（Yamamoto et al. 2014を改変）。



寺湖の湖水に含まれる放射性セシウム濃度（溶存態）は四二ミリベクレル/Lである。ヒメマスの餌として放射性物質を含まない配合飼料を投与したところ、一か月以上経過しても魚の筋肉中から放射性セシウム（検出下限値（一・七ベクレル/kg以上）は検出されなかった。次に、配合飼料に放射性セシウムを混合し、それをヒメマスに与えたところ、筋肉中の放射性物質濃度は急速に高まる（ことが確認された（Yamamoto et al., 2014, Can. J. Fish. Aquat. Sci., 71:1772-1775）。これら二つの実験結果から、生態系内では主に「食う―食われる」の食物連鎖の過程で魚体内に放射性セシウムが移行することが分かってきた。その後の研究において、生態系内の食物網構造を調べる重要性が改めて認識され、各地で主要な魚種の食性解析や安定同位体比分析などの調査が進められている。

ここで指摘しておきたいのは、放射性セシウムは魚体内に蓄積する一方ではなく、生体活動をとおして体外にも排出されていく、ということである。ヒメマスに通常の配合飼料を与えた場合、筋肉中のセシウム濃度は指数関数的に減少していき、約八〇日で半減することがわかっている（九一―一〇℃の水温環境で飼育、体重の一％/日給餌）。中禅寺湖に生息するヒメマスの生態学的半減期はおおよそ一〇〇〇日と推定されている。つまり、たと

え体内の放射性物質濃度が高くとも、餌生物や魚を取り巻く環境中の汚染度が低下すると、魚体から速やかに放射性セシウムが排出されていくのである。

今後に向けて

多くの淡水魚類で放射性セシウム濃度の低下傾向が確認されており、各地で出荷制限の解除が進みつつある。その一方で、未だに基準値濃度を上回る魚類が採捕される河川・湖沼が存在し、濃度の低下傾向が鈍っている魚種なども報告されている。長期にわたり漁業再開の目処が立たない河川や湖沼では、水域を管理する漁業協同組合員の高齢化とも相まって最悪の事態として組合の解体も危惧される。また出荷制限の長期化は、ふるさとの河川・湖沼と人間生活との関わり、伝統漁法・調理など地域文化の喪失にも繋がりがかねない。内水面漁業の復興・再生に向けては、各地の河川や湖沼でいつまで放射能汚染が続くのかといった将来予測の見通しを立てる調査研究はもちろんのこと、放射能汚染に左右されない漁場利用のあり方や、漁場開放のために必要な合意形成とそのため必要となる調査データの検討、根強く残る水産物への風評被害の払拭など、今後も水産研究機関としてさまざまな研究を続けていく必要がある。